

京都府文化財保存活用大綱（中間案）

京都府教育委員会

令和元年8月28日（水）

京都府文化財保存活用大綱 目次

| | |
|--|--------|
| 第1章 策定の趣旨 | 1～5頁 |
| 1 大綱策定の背景 | |
| 2 目的 | |
| 第2章 京都府の文化財の概要 | 6～17頁 |
| 1 京都府の特色 | |
| 2 文化財の体系 | |
| 3 府内各地域の文化財の特性と分布 | |
| 第3章 京都府の文化財を取り巻く現状 | 18～22頁 |
| 1 地域における文化財の維持管理・保存継承の現状 | |
| 2 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安材料 | |
| 3 近年の文化財の防火・防災意識の高まり | |
| 第4章 京都府の文化財各分野の現状と課題 | 23～29頁 |
| 1 建造物、伝統的建造物群保存地区、文化財環境保全地区 | |
| 2 美術工芸品 | |
| 3 無形文化財 | |
| 4 無形民俗文化財 | |
| 5 有形民俗文化財 | |
| 6 史跡名勝天然記念物 | |
| 7 文化的景観 | |
| 8 埋蔵文化財 | |
| 9 文化財保存技術 | |
| 10 その他 世界文化遺産 | |
| 第5章 目指すべき将来像、方向性 | 30～35頁 |
| 1 目指すべき将来像 | |
| 2 文化財の保存・活用のための基本的な方針 | |
| 第6章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 | 36～47頁 |
| 1 文化財指定等、保存修理、所有者・管理者への支援、防災・防火・防犯対策、罰則規定の強化による保護の促進 | |

- 2 文化財の保護体制の強化
- 3 文化財保護を支える技術等の継承
- 4 文化財の地域的な保存・活用の促進
- 5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成
- 6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

第7章 府域の市町村への支援の方針 ······ 48~52 頁

- 1 市町村が行う修理・整備などの保存・活用に関する取組
- 2 市町村の文化財保護行政に関する支援
- 3 広域連携への対応

第8章 防災・災害発生時の対応 ······ 53~56 頁

- 1 近年の状況
- 2 文化財防災の方針、枠組み
- 3 京都府文化財災害予防計画
- 4 文化財所有者のための防災対策マニュアル
- 5 広域行政としての対応、支援
- 6 今後の対策

第9章 文化財の保存・活用の推進体制 ······ 57~60 頁

- 1 推進体制一覧
- 2 今後の体制整備の方針
- 3 関係部局との連携など

添付資料

- 別添資料1 用語解説・参考
- 別添資料2 国宝・重要文化財市町村別件数一覧
- 別添資料3 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覧
- 別添資料4 (特別) 史跡名勝天然記念物市町村別件数一覧
- 別添資料5 京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料6 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料7 市町村指定文化財件数一覧

第1章 策定の趣旨

1 大綱策定の背景

(はじめに)

京都府において、文化財は、その歴史、文化または自然を理解し、地域の特性を考えるために欠くことのできないものです。また、現在及び将来にわたり府民の生活、文化の向上発展の基礎をなすものです。

先人の知恵と努力によって守り伝えられてきた文化財は、明治時代になると国や地方公共団体が法のもとに保護を図るようになりました。古社寺保存法（明治30年公布）から始まり、史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年公布）の施行、さらに国宝保存法（昭和4年公布）が定められるなど、保護の対象も社寺の所有するものからそれら以外のものまで、時代を経て範囲が広がってきました。

文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）により、今日の保護行政の根幹となる法体系が確立されましたが、質・量ともに豊富な文化財を有する京都府は、文化財の所有者をはじめとする多くの方々の努力により、その保護、継承が進められてきた結果、今日の文化財保護行政において、一貫してわが国を代表する存在であったといえます。

(京都府文化財保護条例について)

昭和54年京都府文化財保護審議会の「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」（答申）では、「地域の文化財を再評価し、京都府の文化財の特性を地域住民の生活環境に確固として位置づけ、地域の歴史的景観を含めて、文化財所有者、住民等との合意をもとに、関係行政機関との連携を密にして、文化財保護を図るよう定めるべき」と文化財保護の制度化に係る基本的な考え方が示されています。また、府の文化財の特徴としては、その中央性、地域性、国際性が挙げられています。

これは、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号。以下「条例」という。）に反映され、京都府における文化財の保存と活用の基本的な方針となりました。なお、条例制定に当たっては、本府と京都市が協調して準備が進められ、同年には京都市においても京都市文化財保護条例が制定されました。

また、平成17年の法改正を契機として、府においても文化財の体系に文化的景観という新たな類型が加わりました（平成19年条例改正）。さらに近年、新たに暫定登録文化財を創設し（平成29年条例改正）、これまで守り伝えられてきた文化財を後世に伝える施策に取り組んでいます。

(文化財保存活用大綱について)

平成 29 年 12 月、国の文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(答申)では、少子高齢化・過疎化を背景としてこれまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要、と示されています。

平成 30 年 6 月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）が公布され、文化財の次世代への確実な継承へ向けて、地域における文化財の総合的な保存・活用の推進、個々の文化財の確実な継承へ向けた保存活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に係る制度の変更、罰則の強化などの事項が新たに加わりました。

さらに、法第 183 条の 2 として「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（文化財保存活用大綱）を定めることができる」と新たな条文が加わりました。

なお、この法改正にかかる衆参両院の附帯決議では、国や地方公共団体は、保存と活用の均衡に留意すること、専門人材の育成と配置に積極的に取り組むこと、文化財継承のための十分な支援を行うことが決議されています。

京都府文化財保存活用大綱の策定の背景にかかる法・条例等の主な経過

| 年(西暦) | できごと |
|--------------------------|---|
| 明治 30 年(1897) | 古社寺保存法制定（法律第 49 号） 国宝・重要文化財保存修理事業を京都府が受託 京都府史蹟勝地調査会を京都府が組織 |
| 大正 6 年(1917) | 史蹟名勝天然紀年物保存法制定（法律第 44 号） |
| 大正 8 年(1919) | 国宝保存法制定（法律第 17 号） |
| 昭和 4 年(1929) | 京都府寺院重宝調査に着手 |
| 昭和 16 年(1941) | 文化財保護法制定（法律第 214 号） |
| 昭和 25 年(1950) | 京都府社寺等文化資料保全補助金の制度を創設 京都府文化財保護審議会条例を制定 |
| 昭和 37 年(1962) | 京都府文化財保護審議会「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」(答申) |
| 昭和 51 年(1976) | 京都府文化財保護条例制定 |
| 昭和 54 年(1979) | 京都府選定の文化的景観を新たな類型として追加（条例改正） 「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設 |
| 昭和 56 年(1981) | 京都府指定・登録文化財の指定・登録基準、京都府指定無形文化財保持者及び保持団体定基準を改訂（「京料理・会席料理」を府の無形文化財に指定、保持者を認定） |
| 平成 19 年(2007) | 京都府暫定登録文化財制度の創設（条例改正） |
| 平成 20 年(2008) | 国の文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(答申) |
| 平成 25 年(2013) | 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 42 号) (文化財保護法改正にかかる衆参両院の附帯決議) |
| 平成 29 年3月 (2017) 12 月 | 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針通知（30 文庁第 1123 号文化庁次長通知） |
| 平成 30 年6月 (2018) | 文化財保護法（改正）施行 |
| 平成 31 年3月 (2019) | |
| 4月 | |

***京都府寺院重宝調査に着手**（S16～）京都府においては、明治以降、府内に所在する様々な文化財の調査を積極的に行ってきました。このうち、初代の文化財保護課長となる府の技官（後の京都大学教授）であった赤松俊秀氏を中心とした社寺の宝物の悉皆調査は、多くの新発見を伴う画期的な調査となりました。

***京都府文化財保護条例の制定**（S56）では、法の類型ではなく、京都府独自のものとして、「指定文化財以外の文化財の登録（登録文化財）」と「府指定有形文化財等と合わせてその周辺の

環境保全を図る制度（環境保全地区の決定）」を設けました。

***京都府選定の文化的景観を新たな類型を追加（H19条例改正）**

H17 法改正により、国選定重要文化的景観の制度が設けられたことに伴い、本府においても、景観法及び京都府景観条例に基づく施策と連携しつつ、京都府独自の文化的景観保護施策を展開していくこととなりました。

*「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設(H20)

京都を愛する人々から広く寄付金を募り、これを活用することにより、後世に残すべき京都の貴重な財産である文化財を守り伝えるため設けています。府内の数多くの貴重な文化財を地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていくため、歴史的建造物、美術工芸品などの有形文化財の保存、修理のための事業、地震、火災等から有形文化財を守るための事業、文化財保護のこころを育む事業など、ふるさと納税による寄付金を、さまざまな事業に役立てています。

2 目的

当教育委員会では、前項で記した背景等を踏まえ、広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用が一層推進されることを目的に「京都府文化財保存活用大綱」（以下「本大綱」という。）を策定することとしました。

本大綱は、平成 31 年 3 月の国の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」※に基づくものであり、本府が文化財の保存と活用のための各種の取組を進めていく上での基盤となるものです。※（30 文府第 1123 号文化府次長通知。以下「国の指針」という。）

京都府は南北に長く、地域毎に独自の文化が育まれてきました。それは府内各地で守り伝えられてきた多様な文化財にも反映されています。また一方で、個々の文化財が置かれている環境は様々で、それぞれで異なった課題が生じています。このため、本大綱では、府内に所在する文化財を一律に捉えるのではなく、分野毎に、地域的な特色にも配慮して、現状と課題の把握に重点をおきました。そして、これを踏まえて、本府が文化財の保存と活用に関して、今後、積極的に進める事項を示しています。

そこでは、指定等文化財に加え、地域にとって重要な意味をもつ未指定文化財も対象として、将来にわたってこれらが適切に守り伝えられることを目的としています。

また、法第 183 条の 3 には、「市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めることにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域

計画」（以下「地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」と定められています。

府内の文化財が、適切に保存・活用されるためには、府条例における文化財保護の基本的な考え方を踏まえ、本大綱と、府内市町村によって、きめ細かな視点から作成される「地域計画」とが、同一の方針により作成され、府と市町村がともに共通した方向性の取組を進めることができます。このため、市町村が本大綱を指針として「地域計画」を作成し、府と市町村が連携して取組を進めることで、将来にわたって府内の文化財の適切な保存・活用が図られることを本大綱の最も大きな目的としています。

第2章 京都府の文化財の概要

1 京都府の特色

(1) 地 形

京都府の面積は4,613.21 km²。地形は南北に長く、北東から南西が約50km、北西の京丹後市久美浜町から南東の南山城村まで約150kmになります。

府域は、その地形的特色から北部、中部、南部に分かれます。北部は、日本海に面する地域で、丹後半島には砂丘や砂嘴がみられ、天橋立等の風景美を形成しています。また、日本海沿岸の貴重な地質や地形は山陰海岸ジオパークとして認定されています。一方、舞鶴湾にはリアス式海岸が発達しています。

中部は、丹波山地（高地）と呼ばれる山地帯が多くを占め、これを分水嶺（南丹市日吉町胡麻）として北へ由良川、南へ桂川が流れ、由良川流域を中丹、桂川流域を南丹と称しています。河川沿いに幾つかの盆地が形成され、由良川流域には綾部盆地、福知山盆地が、桂川流域には園部盆地や亀岡盆地が見られます。

南部は、京都市を中心とする京都盆地とその南側に細長く続く木津川流域部の山城盆地からなります。先の丹波山地から流れ出た桂川（大堰川）をはじめ、鴨川、木津川、宇治川等の主要河川は現在、天王山と男山丘陵の間で合流し、大阪方面へ流れていますが、かつては両盆地の境に巨椋池があり、ここで合流していました。

こうした地形は、京都や奈良・大阪を水上交通により結びつけ、人や物の流れを形づくっていく基底をなしました。

(2) 歴 史

京都府は慶應4年（1868）、京都裁判所が改称されて成立しました。当初の所管は、京都市中（上京・下京域）及び山城8郡（葛野、愛宕、紀伊、乙訓、綴喜、相楽、宇治、久世）でしたが、明治4年（1871）11月には丹波3郡（船井、何鹿、桑田）が加わり、明治9年の全国的な統廃合により、丹波・丹後の6郡（天田、加佐、与謝、中、竹野、熊野）が編入され現在の府域が確定することとなりました。

このような経緯のもとで成立した京都府は、地形的な特色に加え、歴史的には、北部の日本海側に位置する丹後国、中部に位置する丹波国の4郡、南部で河川による繋がりが深い山城国と、かつて平安京が設けられ、後に「京都」と呼ばれることになる4つの地域に区分することができます。

これらの地域は、それぞれが異なった特色のある風土を持っています。旧石器時代以降、近代、現在におよぶ重層的な歴史に加え、地理と自然、生活と民俗等にかかわる多彩・多様な文化に特徴づけられます。さらに、京都府は地理的にも、歴史的にも、

様々な地域の文化が行き交う開かれた地で、日本全国のみならず海外の文物も積極的に導入されてきました。それらがもつ地域性や国際性は、現在も府内各地域の文化に影響をあたえつつ、その特色を形づくっているものがあります。

2 文化財の体系

(1) 類型

文化財は建造物、美術工芸品など有形のもの、芸能や工芸技術など無形のもの、遺跡、名勝地など土地にかかるもの等その範囲は広範にわたっています。法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群保存地区」と区分し、以下のとおり定義しています。

| | |
|------------------------------------|---|
| 有形文化財 (建造物、美術工芸品) | 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料 |
| 無形文化財 | 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの。無形の「わざ」そのものが常にその体現者を通じて表現される特性をもつ。 |
| 民俗文化財 (無形民俗文化財 有形民俗文化財) | 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの |
| 記念物 (史跡、名勝、天然記念物) | 【史跡】貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。 【名勝】庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの 【天然記念物】動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの |
| 文化的景観 | 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。「生活又は生業」と「景勝 |

| | |
|-------------|--|
| | 地」が有機的に関連し調和してこそ、その本質的価値が維持・継承される。 |
| 伝統的建造物群保存地区 | 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの |

さらに、法では上記の6類型に加えて、保護すべき対象として以下を定義しています。

| | |
|----------|---|
| 埋蔵文化財 | 土地に埋蔵されている文化財 |
| 文化財の保存技術 | 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの 〈主な対象〉 有形文化財等の修理、復旧、復元、模写、模造等の技能・技術、有形文化財等の修理に要する材料の生産、製造、用具の製作等の技術・技能、無形文化財・無形民俗文化財の芸能、工芸技術、民俗芸能に用いられる用具の製作・修理及び材料の生産、製造等の技術 |

条例では、上記文化財に加え、府指定有形文化財等の環境保全を定めています。

| | |
|-----------|--|
| 文化財環境保全地区 | 京都府で指定・登録した有形文化財又は記念物の保存のため必要があると認めるときに決定できる地区 |
|-----------|--|

環境保全地区的制度は、府指定・登録の有形文化財及び記念物について、その周囲のすぐれた環境と一体をなして形成しているものとして、その保護の範囲を広げるものです。具体的には、指定・登録文化財のある社寺境内地とその周辺環境を保護する役割を果たしてきました。

(2) 文化財の区分

長い歴史の中で様々な形で生まれ、伝えられた文化財は、国民共有の財産として、後世へ確実に伝えるため、法律や条例に基づいて、国や都道府県、市町村などによって保護されています。中でも価値の高い文化財は、国宝や重要文化財等は国が、都道府県や市町村の指定文化財は、自治体がそれぞれ指定しています。

(登録文化財)

登録文化財の制度は、地域の文化財をできる限り広く保護するものです。また、府指定文化財に比べて、規制も緩やかです。例えば、文化財の現状を変更する場合、許可制ではなく、届出制となっております。さらに、市町村指定文化財を登録した場合でも、当該市町村の定めがない限り、引き続きその条例を適用することができます。

(暫定登録文化財)

平成29年には、将来、国や府の指定文化財となる可能性がある未指定文化財を滅失、き損等から早期に保護するため、条例を一部改正し、暫定登録文化財の制度を創設して、文化財の保護の範囲を拡大することとしました。この制度は現在も京都府独自の制度となっています。

(未指定文化財)

国の指針では、対象とする「文化財」を法で規定しているものに加え、指定・登録・暫定登録文化財以外の「何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる。」とされ、さらに、「生活文化や国民娛樂など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に扱う視点も有効である」とあります。

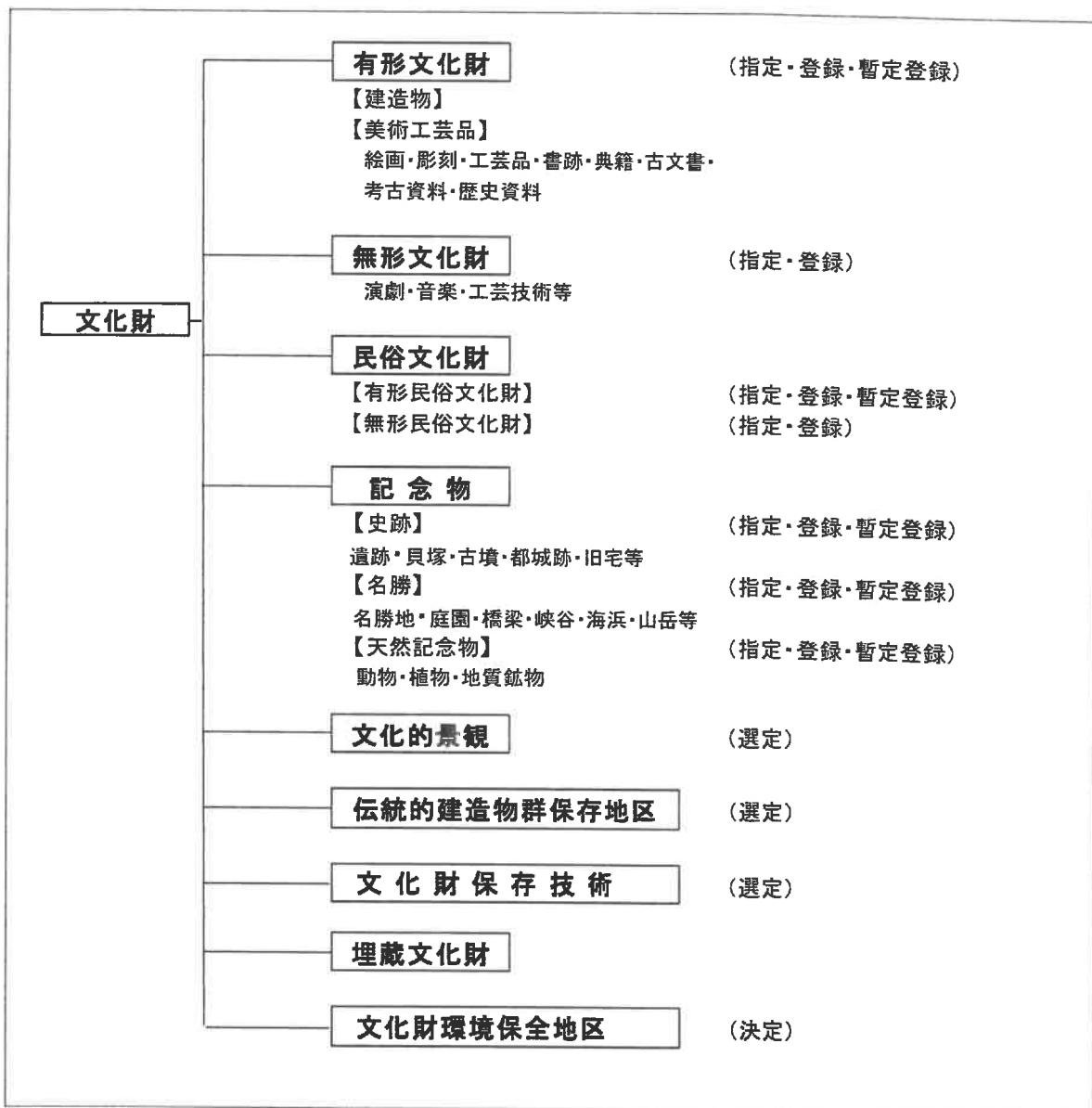
京都府では、昭和37年から国の指定文化財、府の指定・登録・暫定登録文化財ではないものの、文化資料として価値の高いものを保全するために、その修理費の一部を補助してきました。

具体的には、建造物や美術工芸品の修理、民俗資料の保全、防火・防犯設備の整備、保存施設の修理、収蔵庫の設置などを対象とし、府内における有形、無形のさまざまな文化財の保護に寄与するとともに、府内における未だ価値が定まっていない未指定文化財の保全に重要な役割を果たしています。

また、平成25年には、京都府指定文化財の指定及び京都府登録文化財の登録の基準と京都府指定無形文化財及び京都府登録無形文化財の保持者及び保持団体の認定の基準を改訂し、無形の文化的所産にかかる技能保持者の認定を追加しました。その後、「京料理・会席料理」を府の無形文化財に指定し、技術保持者を認定しました。

本大綱では、京都府が従来から行ってきたとおり、地域にとって重要な意味をもつ未指定文化財も対象とします。

京都府における文化財の体系図



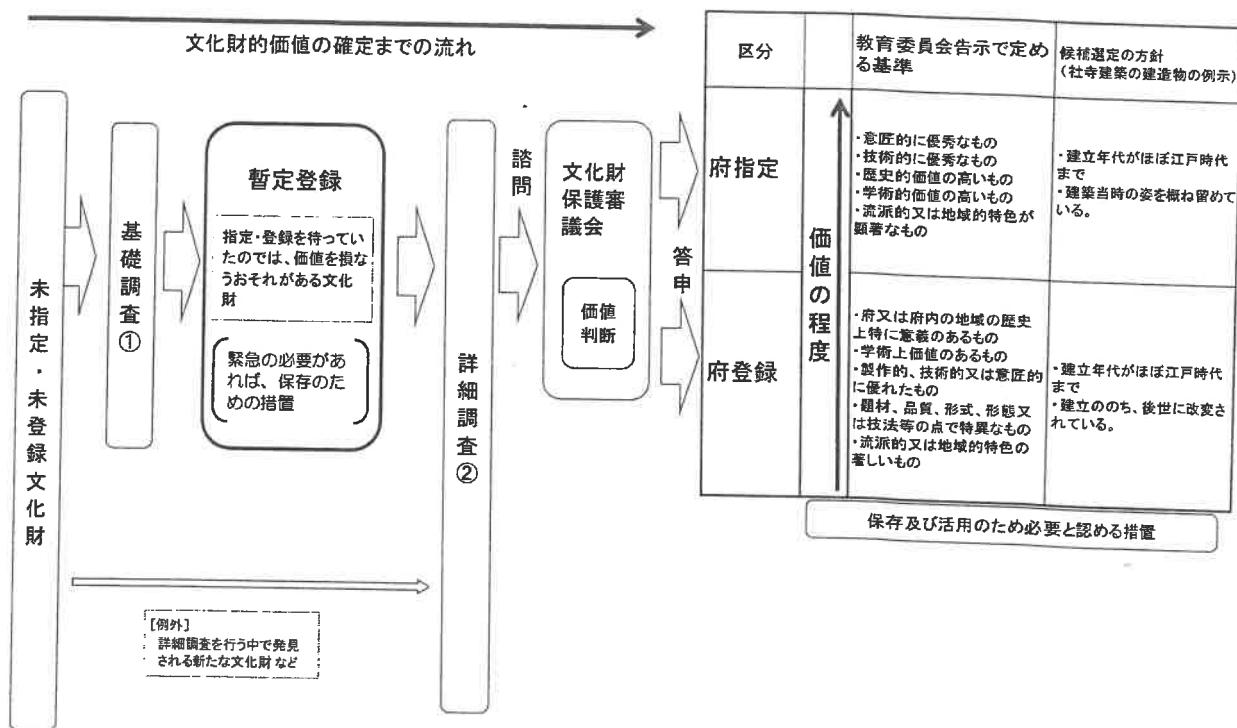
* 決定：指定又は登録された有形文化財又は記念物について、その保存のため必要があると認めるときは、「文化財環境保全地区」を決定している。

* 無形文化財：指定をするに当たつては、保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるもの。）を認定している。

* 文化財保存技術：選定をするに当たつては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるもの）を認定している。

* 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化財的景観、文化財保存技術、埋蔵文化財は文化財保護法による。文化財環境保全地区は、京都府文化財保護条例による。

暫定登録文化財の制度



- ① 名称、所在地、所有者及び管理者、構造及び形式、年代、付近見取り図等、比較的簡易な調査
 ② 基礎調査内容の状況確認、歴史的調査、実測、配置図、平面図作成、価値評価、写真撮影等

3 府内各地域の文化財の特性と分布

(1) 広域行政単位

京都府教育委員会は、昭和23年11月に発足し、旧郡域を基礎とした広域の行政区域として11の地方事務所（乙訓、宇治、綴喜、相楽、船井、北桑田、南桑田、天田、何鹿、与謝、奥丹後）を設置し、管轄地域ごとに業務が行われてきました。その後、何度も改正が行われ、現在、京都市以外の14市10町1村について、丹後、中丹、南丹、乙訓、山城の5つに区分して教育局を設置し、文化財保護行政上必要な業務を行っています。

現在の広域の行政区域は、地理的なまとまりによって区画されており、京都府北部の旧丹後国の大半をしめる丹後地域、由良川中流域から下流域を中心とする中丹地域、桂川流域から亀岡盆地を中心とする南丹地域、京都市域、山城国乙訓郡にほぼ該当する乙訓地域、山城国南部にあたる山城地域にそれぞれ分けられています。

京都府内における旧郡名と広域行政区域

| 国名 | 古代 | 中世 | 近世 | 明治9年 豊岡県分割 | 近代 | | 現在 | | 広域振興局 | 教育局 | 【参考】 京都府文化力による未来づくり基本計画 | |
|-----|-----------|------------|------|---------------|--|---|--|---|---|-----|----------------------------|--|
| | | | | | 明治12年(1879) 3月 郡区町村編成法施行 | 明治22年(1889)4月、市制・ 町村制施行以降順次成立 | 熊野 | 京丹後市 | | | | |
| 丹後国 | 熊野 | 同 | 熊野 | 京都府 | 熊野 | 京丹後市 | 【丹後広域振興局】 宮津市・京丹後市・ 伊根町・与謝野町 | 【丹後教育局】 宮津市・京丹後市・ 伊根町・与謝野町 | 【海の京都エリア】 「北部地域」 綾部市、福知山市、舞鶴市、 宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町 | | | |
| | 竹野 | 同 | 竹野 | | 竹野 | 京丹後市 | | | | | | |
| | 丹波 | 同・中 | 中 | | 中 | 京丹後市 | | | | | | |
| | 与謝 | 同・与佐 | 与佐 | | 与謝 | 宮津市、伊根町、与謝野町 | | | | | | |
| | 加佐 | 同・賀佐 | 加佐 | | 加佐 | 福知山市、舞鶴市、宮津市 | 【中丹広域振興局】 綾部市・福知山市・ 舞鶴市 | 【中丹教育局】 綾部市・福知山市・ 舞鶴市 | 【森の京都エリア】 「中部地域」 福知山市、綾部市、亀岡市、 南丹市、京丹波町、京都市右京区京北 | | | |
| | 天田 | 同 | 天田 | | 天田 | 福知山市、与謝野町 | | | | | | |
| 丹波国 | 何鹿 | 同 | 何鹿 | | 何鹿 | 綾部市、福知山市 | | | | | | |
| | 桑田 | 同 | 桑田 | | 南桑田 | 亀岡市 | 【南丹広域振興局】 亀岡市・南丹市・京丹波町 | 【南丹教育局】 亀岡市・南丹市・京丹波町 | 【森の京都エリア】 「中部地域」 福知山市、綾部市、亀岡市、 南丹市、京丹波町、京都市右京区京北 | | | |
| | 船井 | 同 | 船井 | | 北桑田 | 京都市、南丹市 | | | | | | |
| 山城国 | 葛野 | 同 | 葛野 | | 船井 | 亀岡市、南丹市、京丹波町 | | | | | | |
| | 「平安京」→「京」 | | | | 葛野 | 京都市 | | | | | | |
| | 愛宕 | 同 | 愛宕 | | 上京区・下京区 | | | | | | | |
| | 紀伊 | 同 | 紀伊 | | 愛宕 | 京都市 | | | | | | |
| | 乙訓 | 同 | 乙訓 | | 紀伊 | 京都市 | | | | | | |
| | 宇治 | 同 | 宇治 | | 乙訓 | 京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町 | 【山城広域振興局】 宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・向日市・ 長岡京市・木津川市・大山崎町・ 久御山町・井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、 精華町、南山城村 | 【乙訓教育局】 向日市・長岡京市・ 大山崎町 | 【竹の里・乙訓エリア】 「乙訓地域」 向日市、長岡京市、大山崎町 | | | |
| 備考 | 久世 | 同 | 久世 | 明治元年 京都府発足 | 宇治 | 京都市、宇治市 | | | | | | |
| | 綴喜 | 同 | 綴喜 | | 久世 | 京都市、宇治市、城陽市、久御山町 | | | | | | |
| | 相楽 | 同 | 相楽 | | 綴喜 | 京都市、城陽市、八幡市、京田辺市、井手町、 宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村 | 【山城教育局】 宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、木津川市、 久御山町、井手町、 宇治田原町、笠置町、 和束町、精華町、南山城村 | 【お茶の京都エリア】 「南部地域」 宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、木津川市、 久御山町、井手町、 宇治田原町、笠置町、 和束町、精華町、南山城村 | | | | |
| | 延喜式 | 中世古書 など | 元禄御帳 | | * 郡制施行 京都府:明治32年(1899)～大正12年(1923)廃止 * 府県地方事務所設置(内務省告示)昭和15年 | | | | | | | |

(2) 各地域の文化財の特性

<丹後地域>

縄文から弥生時代の交易を物語る遺跡・遺物や巨大古墳、江戸時代から明治時代にかけての廻船・北前船の活動など、古代以来、時に外国をも含む日本海沿岸地域との活発な地域交流に加え、強い北風と雪を伴う冬の気候や、豊富な海産物、縮緬産業の発達などが、人々の生活や文化の形成に大きく影響してきました。

弥生時代に大規模な玉作りが行われていた奈具丘遺跡(京丹後市)、大風呂南墳墓(与謝野町)のガラス釧(重要文化財)、大田南五号墳(京丹後市)出土の青龍三年銘鏡(重要文化財)など、弥生時代の墳墓や古墳からは、海上交通を背景とした、国際性豊かな出土品が認められる他、神明山古墳、銚子山古墳(いずれも京丹後市)、蛭子山古墳(与謝野町)、丹後国分寺跡、成相寺旧境内(いずれも宮津市)など、数多くの史跡が分布しています。

伊根浦の漁村風景(伊根町)やちりめん街道(与謝野町)の重要伝統的建造物保存地区、商家や寄港地の町並みを残す宮津天橋立の文化的景観(宮津市)をはじめとして、全国的に失われつつある景観を多く残しています。

丹後地域においては、日本海を通じた各地との交易・交流をはじめ、生活に密着した海から大きな影響を受けた文化が形成されました。

<中丹地域>

丹後国東部の加佐郡と、丹波国北部の何鹿郡、天田郡にまたがる地域で、南北を貫くように一級河川の由良川が流れます。由良川流域の盆地や海岸沿いには多くの古墳や集落遺跡、製塩遺跡が見られ、浦入遺跡（舞鶴市）からは外洋舟として用いられた可能性のある丸木舟が見つかっています。

由良川沿いには綾部、福知山、河守、由良などの町が形成され、それぞれは水運や街道によって結ばれるとともに、廻船により若狭湾沿岸地域とも繋がるなど、由良川が交通の結節点として機能したことがうかがえます。さらに、山がちの地形や雪を伴う気候、山野の豊富な農産物、明治以降の養蚕業の発展などにより、独特の文化を形づくりました。

府内最大の円墳である私市円山古墳（国史跡、綾部市）や、光明寺二王門（国宝、綾部市）、綾部陣屋（綾部市）、福知山城（福知山市）、田辺城（舞鶴市）とその城下町、近代に軍港を中心とした新たな都市として建設された東舞鶴（舞鶴市）など、多様な都市景観を有する地域となっています。

<南丹地域>

丹波国東部の桑田郡・船井郡を中心とした地域で、桂川水系の河川が東西に流れ、川沿いの平野部と周辺の山間部からなります。亀岡盆地には数多くの古墳が営まれた他、丹波国府が置かれるなど、丹波地域の政治・文化の中心地であるとともに、隣接する京都からの影響を色濃く受けながら、成熟した文化が展開しました。

千歳車塚古墳（亀岡市）などの史跡や、亀山城と城下町（亀岡市）、園部城跡（南丹市）などの遺跡に加え、南丹市美山町の重要伝統的建造物群保存地区である「かやぶきの里」（南丹市）では、多くの茅葺屋根の家が現存し、豊かな農村景観を形成しています。

南丹地域は、山間部に大きく広がった豊かな自然や諸産物に恵まれながら、金剛寺（亀岡市）の円山応挙の襖絵（重要文化財）など、都の文化の影響も大きく受けた、特徴ある地域として注目されます。

<乙訓地域>

縄文時代の伊賀寺遺跡、弥生時代の雲宮遺跡（いずれも長岡京市）などに加え、乙訓古墳群（京都市・向日市・長岡京市・大山崎町 史跡）をはじめとした多数の

古墳が存在しています。また山城国府、さらには平安京遷都以前に長岡京が一時置かれたことが後世の文化に大きな影響を与えました。また、戦国時代には勝竜寺城（長岡宮市）、江戸時代には淀城（京都市）が置かれ、京との強い関わりのもと多様な文化が花開きました。

文化財としては、乙訓古墳群、長岡京跡（向日市）などの史跡や、向日神社本殿（重要文化財、向日市）、宝積寺三重塔（大山崎町 重要文化財）や妙喜庵茶室待庵（大山崎町 国宝）などの、多くの文化財が所在しています。

乙訓地域では、このような都からの影響を強く受けつつ、西国街道や、桂川と淀川など、人や物が行き交う、交通の要衝として歴史や文化が発展してきました。

<山城地域>

山城国南部に位置し、宇治郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡とその周辺の一部地域で、椿井大塚山古墳（木津川市 史跡）をはじめとする多数の古墳が存在する他、奈良時代には一時恭仁宮（木津川市 史跡）が置かれ、奈良山瓦窯跡群（木津川市 史跡）に代表されるように、平城京の北に位置する奈良山には多数の瓦窯が築かれました。平安時代以降は、都と関わりの深い地域として栄えました。石清水八幡宮（八幡市 史跡）や平等院（宇治市 名勝）など、皇室や公家にゆかりの深い寺社も多いところです。

椿井大塚山古墳・石のカラト古墳（木津川市）、宇治古墳群（宇治市）、大住車塚古墳（京田辺市）、芝ヶ原古墳・久津川古墳群（城陽市）などの古墳や、高麗寺跡・神雄寺（木津川市）、平川廃寺・久世廃寺（城陽市）、井手寺跡（井手町）などの寺院跡、笠置山（笠置町）、宇治川太閤堤・宇治山（宇治市）などの史跡や名勝をはじめ、淨瑠璃寺・海住山寺（木津川市）に代表される国宝・重要文化財の建造物、美術工芸品など、多くの文化財が所在しています。

山城地域は、平安京と平城京の中間に位置し、両者から強い影響を受けつつ、木津川を通じた物流や、多くの寺社の存在が融合する中で、すぐれた茶畑景観などがひろがる独特的な文化が育まれました。

<京都市域>

平安京が造営される以前においても、縄文時代の北白川遺跡群、弥生時代の大藪遺跡、古墳時代の蛇塚古墳（史跡）、天塚古墳（史跡）、飛鳥時代の北野廃寺（史跡）、櫻原廃寺（史跡）などに代表される貴重な遺跡、古墳、寺院跡が知られており、さまざまな生活、文化の痕跡をみることができます。

平安京遷都（延暦 13 年＝794 年）以降、京都は、政治・経済の中心として栄え

るとともに、都が置かれたことで、天皇や公家を中心とする朝廷文化、多数の社寺の集中による宗教文化、町人らを中心とする町人文化が融合した独自の文化が生まれました。なかでも、今に残る大規模な寺院・神社、往時の景観を今に引き継ぐ名勝地、さらに社寺境内地につくられた庭園は、その後に続く日本の庭園文化の礎となりました。

都として、常に多くの人々や物を引きつける文化の中心地であるとともに、戦国時代には南蛮寺が置かれた他、聚楽第や伏見城が営まれ、江戸時代には朝鮮通信使や琉球からの使節が立ち寄りました。明治以降は多くの外国人が京都を訪れ、また多くの大学や世界的に著名な企業が誕生するなど、日本を代表する国際色豊かな文化を形成しています。

さらに、近世から近代にかけては、琵琶湖疎水をはじめ水運の整備や、市電の開通など都市としての整備が進み、大規模な建造物、工作物は今に残る貴重な歴史の資産となっています。

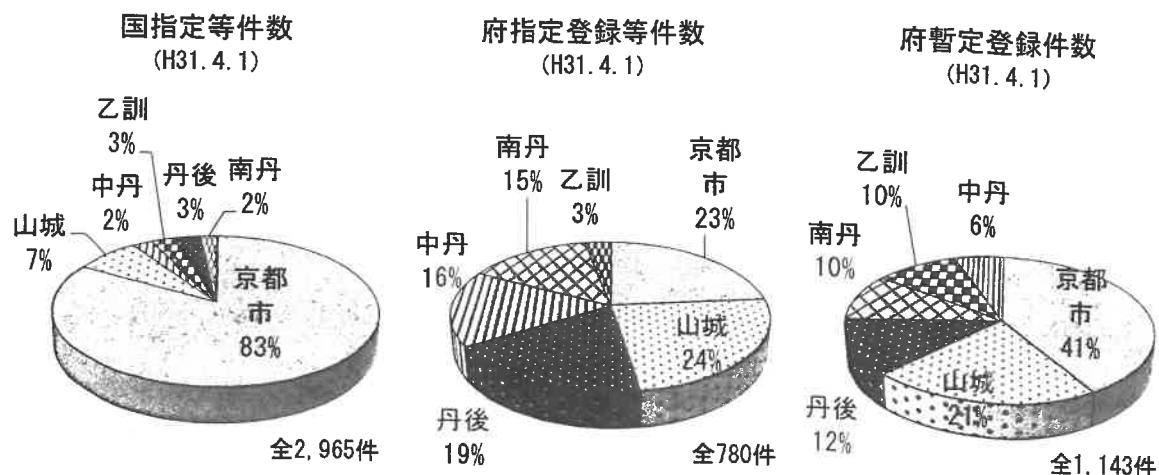
京都は、古い町並みや寺社などの建造物、古文書や古記録等が多く残っている他、寺社やその庭園などの史跡・名勝も数多く、日本屈指の文化財の集積地といえます。

(3) 各地域における文化財の分布

(国・府指定等文化財)

地域毎の国宝・重要文化財等の国指定文化財等の所在、所有状況をみると、京都市域が全体の8割以上を占め、続いて山城地域となります。

京都府指定・登録文化財では、山城地域と京都市が全体の2割を超えつつも、地域的な偏りが少ない状況です。暫定登録文化財は、制度を設けて以降の年数が浅く、基礎的な調査が府内全域に及んでいない面もあるため、地域的な偏りがあります。現状は、京都市域に次いで、山城地域が多数を占め、丹後地域、南丹地域がこれに続きます。



(市町村指定文化財)

府内市町村においては、昭和38年の福知山市をはじめとして、すべての市町村で文化財保護条例が制定されています。

26市町村で総計1,500件以上の指定・登録が行われており、京都市が500件を超えるほか、福知山市、舞鶴市、京丹後市が100件を超える指定を行っています。さらに、南丹市、宮津市がこれに続きます。

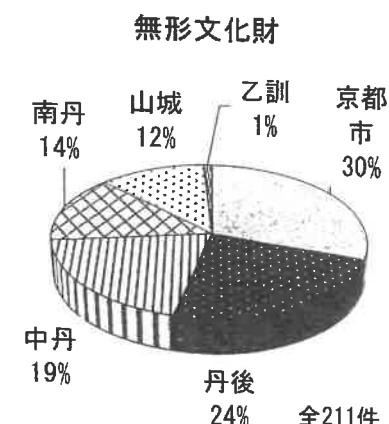
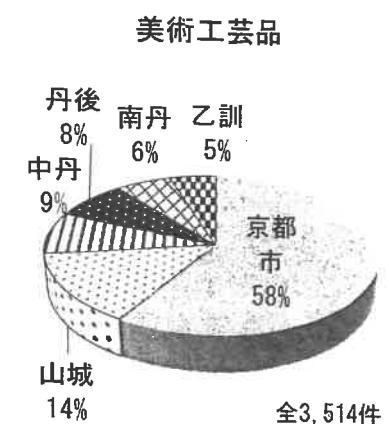
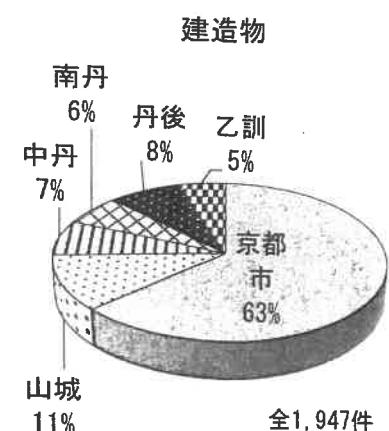
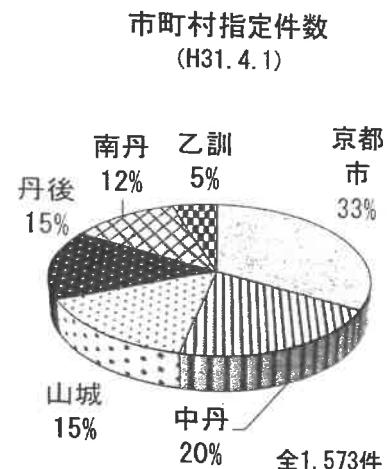
(建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、記念物分野の文化財の分布)

国、府、市町村の指定等文化財について、件数の多い建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の地域毎の分布をみると、建造物(1,947件)と美術工芸品(3,514件)について、京都市域の割合が多いことが確認できます。しかし、無形民俗文化財と史跡名勝天然記念物は分布の傾向が異なります。

建造物は、京都市内の件数が全体の6割を越えますが、それ以外の地域はそれほど大きな差はありません。なお、伊根町、与謝野町、南丹市、京都市には、重要伝統的建造物群保存地区が存在し、面的に保護が図られているところがあります。

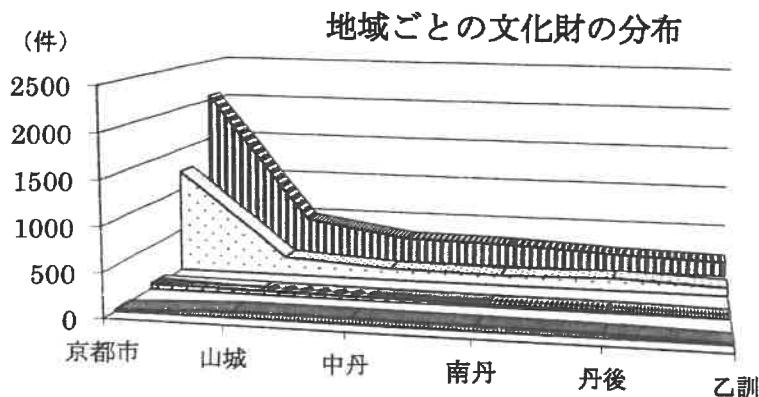
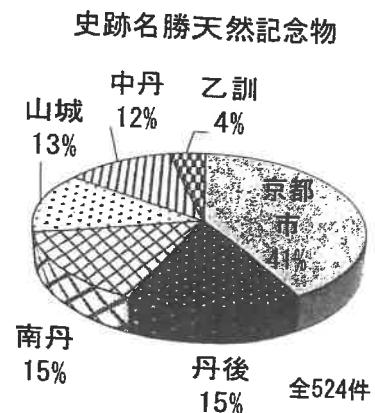
美術工芸品は、京都市域で所在・管理されているものが全体の6割弱を占め、山城地域が続き、建造物の傾向とほぼ同様です。

無形民俗文化財は、美術工芸品や建造物と異なり、京都市域は全体の3割弱です。丹後地域、中丹地域が2割前後を占め、これに南丹地域が続くなど、府北部で5割以上を占めます。京都府内では、全体的に北部にいくほど、地域の民俗行事や民俗芸能など、地域的価値の高い伝統的な行事が数多く残されていると考え



られます。

史跡名勝天然記念物は、建造物や美術工芸品に比べると、京都市域の比率は下がり全体の4割程度となり、次いで、丹後地域、南丹地域と続きます。なお、宮津市の特別名勝天橋立や木津川市の特別名勝及び史跡淨瑠璃寺庭園など、特に重要なものが特別史跡、特別名勝として指定されていますが、特別名勝 14件のうち 12 件が京都市域に所在し、そのほとんどが庭園であることが大きな特徴です。



美術工芸品
建造物
無形文化財
史跡名勝天然記念物

第3章 京都府の文化財を取り巻く現状

1 地域における文化財の維持管理・保存継承の現状

(1) 人口減少による過疎化・少子高齢化

京都府の人口は、平成 16 (2004) 年の 265 万人をピークに減少を続け、平成 30 (2018) 年 12 月 1 日現在で約 259 万人となっています。人口の将来推計は令和 22 (2040) 年で約 224 万人（国立社会保障・人口問題研究所）であり、現在より約 35 万人減少すると推測されています。

これまでの国勢調査から、昭和 50 年時点の京都府内の市町村・区（京都市）54 箇所の人口推移を比較してみると（資料 1 参照）、1975～1995 年の 20 年間で、20%以上増加しているのは木津川市・京田辺市を中心に 13 箇所、20%以上減少しているのは京都市下京区などをを中心に 6 箇所となっています。

1995～2015 年の 20 年間では、20%以上増加しているのは木津川市、精華町など 4 箇所、20%以上減少しているのは北部及び相楽郡の市町村 17 箇所と広範囲にわたっています。府においても広範囲な地域における人口減少と一部地域での人口増加がみられるところです。

京都府内における年齢別人口の割合を見ると、平成 7 (1995) 年時点で 15 歳未満 12.5%、15～64 歳 70.8%、65 歳以上 16.7% でしたが、10 年後の平成 17 (2005) 年時点で 15 歳未満 13.0%、15～64 歳 67%、65 歳以上 20.0% となり、65 歳以上が 3.3%（約 94,000 人）増加しています。

その 10 年後の平成 27 (2015) 年時点で、15 歳未満 12.3%、15～64 歳 60.2%、65 歳以上 27.5% となり、15 歳未満が 31,000 人の減少、65 歳以上が 173,000 人の増加という状況で、少子高齢化が進みつつある状況です。（資料 2 参照）

今後引き続き、全国的な人口減少と東京への一極集中により、地域の過疎化・少子高齢化はますます進むことが想定されています。

資料1

京都府内市町村の過去40年の人口増減率

| 番号 | 市町村名 | | 人口増減率(20年間毎) | | | |
|----|---------------|--------------|-------------------------|---------|-----------|------------|
| | | | 昭和50(1975)年~平成27(2015)年 | | 1975~1995 | 1995~2015 |
| | 人 | % | 人 | % | | |
| | 平成27年時(明朝体斜体) | 昭和50年時(ゴシック) | | | | |
| | 京都府合計 | | 204,736 | -19,239 | 8.4% | -0.7% |
| 1 | 京都市 | 計 | 2,763 | 6,234 | 0.2% | 0.4% |
| 2 | | 北区 | -11,115 | -7,604 | -8.0% | -6.0% |
| 3 | | 上京区 | -25,459 | 1,052 | -23.2% ▼ | 1.3% |
| 4 | | 左京区 | -17,277 | -3,764 | -9.1% | -2.2% |
| 5 | | 中京区 | -23,511 | 18,279 | -20.5% ▼ | 20.1% △ |
| 6 | | 東山区 | -22,303 | -9,197 | -31.6% ▼ | -19.1% |
| 7 | | 山科区 | 10,980 | -1,633 | 8.7% | -1.2% |
| 8 | | 下京区 | -29,117 | 12,006 | -29.2% ▼ | 17.0% |
| 9 | | 南区 | -5,518 | 1,022 | -5.3% | 1.0% |
| 10 | 京都市右京区 | 北桑田郡 | 京北町 | -694 | -1,953 | -8.9% |
| 11 | | | 西京区 | 62,290 | -156 | 70.1% △ |
| 12 | | | 伏見区 | 55,615 | -5,306 | 24.1% △ |
| 13 | 向日市 | | | 7,404 | 90 | 16.1% |
| 14 | 長岡京市 | | | 13,140 | 1,393 | 20.0% △ |
| 15 | 乙訓郡 | 大山崎町 | | 913 | -698 | 6.1% |
| 16 | 宇治市 | | | 51,425 | -152 | 38.5% △ |
| 17 | 城陽市 | | | 26,475 | -8,529 | 44.9% △ |
| 18 | 八幡市 | | | 25,647 | -3,115 | 51.2% △ |
| 19 | 京田辺市 | | | 23,018 | 17,795 | 76.7% △ |
| 20 | 木津川市 | 相楽郡 | 山城町 | 95 | -681 | 1.0% |
| 21 | | | 木津町 | 14,670 | 21,593 | 123.4% △ |
| 22 | | | 加茂町 | 7,713 | -508 | 86.1% △ |
| 23 | 久世郡 | | 久御山町 | 6,593 | -2,328 | 57.1% △ |
| 24 | 綾喜郡 | | 井手町 | 326 | -1,528 | 3.6% |
| 25 | | | 宇治田原町 | 2,048 | 197 | 29.0% △ |
| 26 | 相楽郡 | | 笠置町 | -408 | -855 | -15.5% |
| 27 | | | 和束町 | -323 | -1,965 | -5.2% |
| 28 | | | 精華町 | 8,797 | 13,685 | 63.3% △ |
| 29 | | | 南山城村 | 636 | -1,372 | 18.8% |
| 30 | 亀岡市 | | | 34,214 | -2,919 | 58.8% △ |
| 31 | 南丹市 | 北桑田郡 | 美山町 | -800 | -1,654 | -12.7% |
| 32 | | 船井郡 | 園部町 | 1,424 | 515 | 9.6% |
| 33 | | | 八木町 | -715 | -2,290 | -6.7% |
| 34 | | | 丹波町 | 1,385 | -1,718 | 18.2% |
| 35 | 船井郡京丹波町 | | 日吉町 | -477 | -1,267 | -7.1% |
| 36 | | | 瑞穂町 | -529 | -1,414 | -8.8% |
| 37 | | | 和知町 | -1,452 | -1,200 | -25.2% ▼ |
| 38 | 綾部市 | | | -3,509 | -6,160 | -8.1% |
| 39 | 福知山市 | | | 6,758 | 820 | 11.3% 1.2% |
| 40 | | 天田郡 | 三和町 | -622 | -1,182 | -11.9% |
| 41 | | | 夜久野町 | -1,081 | -1,694 | -17.2% |
| 42 | | 加佐郡 | 大江町 | -958 | -1,564 | -13.8% |
| 43 | 舞鶴市 | | | -2,996 | -10,794 | -3.1% |
| 44 | 宮津市 | | | -5,257 | -6,511 | -17.4% |
| 45 | 京丹後市 | 中郡 | 峰山町 | -1,040 | -1,998 | -6.9% |
| 46 | | | 大宮町 | -226 | -294 | -2.1% |
| 47 | | 竹野郡 | 網野町 | -2,522 | -3,765 | -13.1% |
| 48 | | | 丹後町 | -1,738 | -2,291 | -18.6% |
| 49 | | | 弥栄町 | -576 | -1,067 | -8.6% |
| 50 | | 熊野郡 | 久美浜町 | -1,184 | -2,739 | -8.8% |
| 51 | 与謝郡 | | 伊根町 | -922 | -1,251 | -21.5% ▼ |
| 52 | 与謝野町 | 与謝郡 | 加悦町 | -1,132 | -1,607 | -12.1% |
| 53 | | | 岩滝町 | -501 | -1,094 | -6.8% |
| 54 | | | 野田川町 | -1,046 | -1,404 | -8.7% |

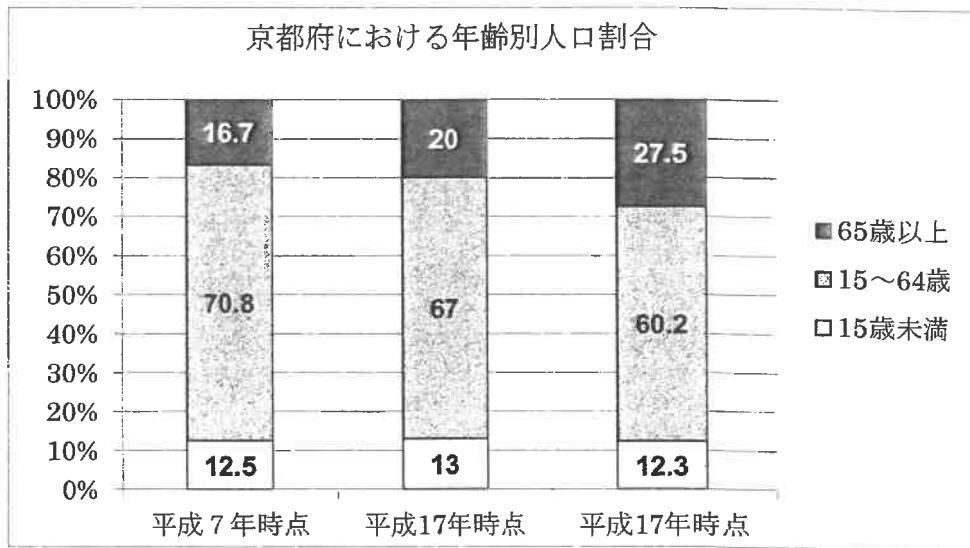
資料:総務省統計局(国勢調査報告)

明朝体斜体 平成27年時点の市町村名

ゴシック体太字 昭和50年時点の市町村名

| | |
|---|---------|
| △ | 20%以上増加 |
| ▼ | 20%以上減少 |

資料2



(2) 世帯構成や生活様式の変化

過疎化や少子高齢化による高齢世帯や一人暮らし世帯の増加などは、世帯構成や生活様式の変化をもたらし、これまで世代間で伝えられてきた生活文化や地域の伝統文化への関心が薄まることに繋がっています。

また、生活様式の変化は、伝統的な衣食住にかかわる産業構造のあり方にも大きな影響を与えています。材料の調達から製品の製作など、これに関わる伝統的な産業が廃れると同時に、後継者不足により技術を継承することも困難になっています。

(3) 地域コミュニティの衰退

過疎化、少子高齢化による世帯構成や生活様式の変化は、地域コミュニティの衰退へと繋がり、無住の社寺が増加するなど、文化財を所有・管理し、地域の核となっていた社寺等を維持することが難しくなる状況がみられます。また、伝統的な行祭事等を担う後継者の不足、その維持継承の費用等の負担増大といった事態も生じさせています。

このように、過疎化や少子高齢化は、文化財の保存・継承を困難なものにしており、その対応は喫緊の課題といえます。

2 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安材料

文化財の保存と活用は、これまでから文化財保護の二つの柱として法に記されており（法第1条）、文化財の活用は様々な観点から行われてきました。文化財の価値や魅力を多くの人々に理解してもらう普及啓発としての活用をはじめ、文化財を

地域のシンボルとした「まちづくり」への活用、さらには「地域振興」や「観光施策」のための活用などがその代表的なものです。

中でも近年は、日本文化への世界的な関心の高まりや政府による観光政策の推進などにより、観光需要が大幅に増大し、観光や地域振興という観点での文化財の活用が注目されています。

こうした中、数多くの文化財が所在し、その公開、活用が図られている京都市では、海外からの観光客が近年急増しています。一方で、観光客が京都市内的一部に集中し、様々な問題も表面化しています。

その対応策の一つとして、観光客の一極集中を解消する目的で、府内での広域的な観光振興が求められ、各地に所在する文化財の活用が注目されはじめています。

歴史的な建造物や町並み、伝統的な行催事や祭礼など、地域に古くから伝わる文化財の価値を見直し、地域の活性化につなげる事例も増え、地方創生や地域経済の活性化に貢献する文化財に求められる役割への期待が高まりつつあります。

しかし、府内各地で、多くの人たちが文化財に触れる機会が増すということは、様々なリスクを伴います。近年、社寺建造物への液体散布、落書き、干社札貼り付け行為など、文化財をき損する事案が多発しています。また、隣接府県では美術工芸品等の盗難も生じており、文化財の所有者や管理者にとって大きな不安材料となっています。

さらに、活用が優先され文化財の劣化が懸念されるなど、保存と活用の均衡が課題となる事例も生じています。

今後は、様々な目的で文化財の活用施策が積極的に推し進められることが予想されますが、同時に、防犯対策や文化財の保存と活用の均衡のとれた施策が求められることになります。

3 近年の文化財の防火・防災意識の高まり

近年は、全国で地震が多発するとともに、温暖化の影響といわれる集中豪雨や大型台風が毎年のように日本各地にさまざまな被害をもたらすようになってきました。

平成16年には台風23号が京都府北部を中心に甚大な災害をもたらしましたが、平成30年には、6月から9月までの間に大阪府北部地震、西日本豪雨、台風12号、20号、21号、24号などが、京都府の文化財に大きな被害を与えました。

一方、文化財は可燃性の高い木や紙を素材とするものが多く、火災により、一度滅失、き損すれば再び回復することが不可能なため防火対策は大きな課題です。平成31年4月、パリのノートルダム大聖堂において火災が発生し、大きな被害をもた

らしたことを受け、文化庁長官により文化財所有者等に対して、文化財における防火対策の重要性にかかる注意喚起が行われ、国宝・重要文化財等の維持管理状況等の調査、点検が行われました。

こうした状況を踏まえ、これまで以上に防火、防災対策の充実に向けた取組みが求められているところです。

第4章 京都府の文化財各分野の現状と課題

1 建造物、伝統的建造物群保存地区、文化財環境保全地区

(1) 調査、指定

暫定登録文化財を対象に詳細調査を実施し、府指定・登録へと繋げるとともに、国に対しては重要文化財の指定に向けた積極的な取り組みが求められています。

また、近代化遺産、近代和風の建造物の指定についても今後の課題です。

(2) 管理

社会の変化により、管理に目が行き届かない社寺が増加し、アライグマなどの動物による被害も多発しています。所有者のみで適切に維持し、将来にわたって継承することは困難となっています。その維持・管理を広く地域全体で取り組むような環境をつくり出すことが必要です。

(3) 防災・防犯対策

防火対策は、大多数は木造のため最も重要です。建物本体のみでなく、周辺からの延焼防止といった観点から、周囲の環境も含めた広域での保全対策も必要となります。

また、き損などの犯罪行為が近年多発しており、監視カメラの設置など防犯設備も重要です。地元の消防や警察等との連携を含め、地域全体で文化財を見守り、災害発生時の協力体制を整備することが望まれています。

自然災害に対しては、適切な周期での保存修理による強度保持の必要性はもとより、日常の維持管理の中できめ細かな対応を行う必要があります。

(4) 修理工事

保存修理は、一定の周期で実施することが求められ、劣化・破損した部分を修理して健全な姿を保つことが第一義です。指定文化財の保存修理工事では、創建時の姿に復原整備する場合があり、伝統的な技術により修理するのが原則であり、その豊富な経験をもつ技能者が必要となります。そのため、技術の向上や後継者育成は大きな課題です。

また、保存修理の費用についても課題です。国や府の補助制度はあるものの、所有者の負担は大きく、今後、社会の変化などにより、その費用を負担できなくなる状況が見込まれます。

(5) 活用

これまでから取り組んでいる文化財の価値や修理事業の必要性を広く普及啓発することも活用の大きな目的の一つです。また、保存修理の財源を確保するため、文化財を広く公開し、拝観料の徴取や寄付金を募るという方法等も考えられます。

2 美術工芸品

(1) 調査、指定

社寺の宝物庫などに所蔵され、内容が明らかになっていない資料が数多くあるため、市町村や大学等と連携した基礎的な調査が必要です。

(2) 管理

相続・売買の際は適切な法手続きを行い、所有者を明確にしなければ、文化財の所在不明につながる危険性があります。

また、素材が脆弱な紙、絹、木材などの非常に微細・纖細なものが多く、適切な維持・管理が不可欠です。例えば、社寺の建造物等に安置され、宗教行事等で使用される場合は温湿度の管理などが課題です。補助制度があるものの、その費用は所有者には大きな負担となっています。

(3) 防災・防犯対策

保存施設自体の補強に加え、周辺環境の維持などきめ細かな災害対策が必要です。十分な防災・防犯対策が困難な場合は、適切な保存施設への寄託が最も有効です。

(4) 修 理

多くは素材が脆弱なため、経年劣化により例外なく修理の必要が生じています。修理の技術は、伝統的な技術と学術的根拠に基づく高度な技能が必要です。修理技術は、伝統産業の技術とは別の技術体系ですが、その違いを認識しないで修理がなされる場合があります。また、絵画や彫刻など、種別ごとでも手法等が異なります。

修理費用の面でも、所有者の負担が大きいことが課題となっています。

(5) 公開

不用意な公開・活用は劣化や損傷の原因となります。文化庁の公開に係る指針に基づき、適切に公開していく必要があります。個々の置かれている状況は様々で、その適切な保存・活用に関しては、状況に応じた保存活用計画を策定していくことが必要です。

3 無形文化財

(1) 調査、指定、選択

芸能分野・工芸技術分野とも、公演数や展覧会での作品発表数等は膨大で、伝承の状況も社会情勢の影響で変化しているため、常に情報を把握しつつ継続的な調査が求められます。

(2) 伝承、記録作成、公開

保持者が後進の指導にあたることが伝承活動の基本です。後継者は、舞台活動や工芸展等への出品により技術の向上・鍛磨を図っています。技芸や作品が評価されるには相当の期間を要し、伝承のためには公開の機会を数多く設けることが必要です。記録作成方法は多様ですが、過去のデータを最新の媒体に更新することも課題です。

4 無形民俗文化財

(1) 調査、指定

国・府の指定等は、府立丹後・山城両郷土資料館や各市町村による民俗調査の成果を基礎として進められてきました。社会の変化は、地域で伝えられてきた民俗行事、民俗芸能等の急激な消滅や変容を進展させています。継続が困難なものについては詳細な記録作成が求められています。

(2) 保護・管理

地域のコミュニティによって担われるのが本来の姿です。自主性が失われないようにすることも重要です。時間の経過の中で変容するため、特定の型を固定して保存することは不可能です。また、保存・活用には、伝承者の養成を基本とし、演じる機会を継続的に設けることや地域の人々の協力を得ることができる環境づくりが必要です。保存のためには、使用される用具、演じる施設等の維持・管理が重要ですが、高額な費用が必要で大きな負担となっています。安易な修理・新調事業による文化財として不調和な変容を避けることも重要です。

(3) 活用

祭礼行事は、多くが他者から観されることを意識しています。多くの人たちがこれを鑑賞できるようにすることが継承面で重要です。地域コミュニティの衰退が、変容や継承へ向けた取組の衰退へつながります。その中で、変容に柔軟に対応し、継承に努めている事例が府内で幾つか認められます。これを広く情報共有していくことは継続に向け重要です。大規模な祭事では観光化が進み、ボランティア等の外部人材の協力やクラウ

ドファンディングによる寄付募集などの取組も行われています。今後の保存や公開活用に際しては、地域毎の状況を踏まえた保存活用計画の策定が課題といえます。

5 有形民俗文化財

(1) 調査、指定

府内の資料館、博物館等では、地域の特色を示す有形民俗文化財の調査、収集を進め、市町村では、その代表的なものを指定し保存を図っています。

(2) 保護管理

戦後の高度成長期以降の生活用具類の保存等に関しては今後の課題です。収蔵スペースの確保やその費用負担などが課題となる中、体系的な収集の方向づけを図ることが課題となっています。

(3) 修理

その形態以上に、使用されていた痕跡の確認が重要です。

(4) 公開、活用

広く公開していくことは伝承していくために重要ですが、失われた生活様式の伝え方は大きな課題です。どのように保護し、管理、修理、公開・活用していくかが課題であり、保存活用計画を策定することも必要といえます。

6 史跡名勝天然記念物

(1) 調査、指定

未指定であっても、国指定に劣らない価値をもつ、遺跡・社寺、庭園・橋梁、渓谷・海浜などが多数存在しています。国の新指定や追加指定を図り、その保存・活用を推進していくことが重要です。皆悉的な調査を実施し、未指定文化財に一定の価値付けを行い、幅広く保存・活用を図ることも課題といえます。

(2) 保存、修景・整備

史跡等の修復や整備事業には、適切な保存・活用のための計画の立案と、文化財の本質的価値を踏まえた手法等による施工が求められています。計画では、史跡のもつ個性や周辺環境、現状に応じた保存・活用のあり方を検討していく必要があります。施工には、専門的な知識・技術をもった設計監理業者、施工業者が不可欠で、その育成が課題となっています。

(3) 管理

(大規模史跡など)

史跡等に指定されている社寺等では、見学者等の増加により便益施設等の設置が求められることが多くなっていますが、将来的には、多角的なモニタリング等により、その影響と対応策等の検討が必要です。大規模史跡等では、所有形態が多岐にわたる場合や、保存する価値観とは異なる利活用が行われている場合への対応など、その維持・管理などに関して課題があります。

(維持管理)

建造物や美術工芸品と同様に、史跡や名勝に指定されているものの維持・管理が課題となっている社寺が認められます。所有者による維持管理が困難となった場合、自治体が管理団体となるなどの検討も必要です。

(名勝庭園)

名勝庭園は、専門家の指導に基づく適切な維持・管理に加え、専門の技術者による修理が求められます。公開活用では園路の整備など文化財の本質的価値を損なわない中で措置を行うことが必要です。

(天然記念物)

動物の生息地、繁殖地及び渡来地、樹木などの自生地等の管理は、地元市町村、所有者、各種団体などが行っていますが、近年は外来生物等が生息環境に影響を与える場合があります。地質鉱物の場合は、その多くを自治体が公園として管理していますが、公開は状況に応じたものです。地域を定めていない天然記念物については、その管理、生態の把握は難しい状況です。

(保存活用計画など)

史跡等の適切な保存・活用を目的とする保存活用計画策定においては、その本質的価値が十分に保全されるよう検討が必要です。

(4) 活用

史跡等の整備に当たっては、周辺環境をはじめ食事や文化・自然体験等の他の観光資源、交通インフラ等についても併せて検討されることが考えられます。また、AR、

VR 等新たな手法を利用した先進的取組も検討する必要があります。

7 文化的景観

文化的景観の保護のため、選定、整備、修景を実施するには地元住民の理解と仕組が不可欠です。その意義を地元へ普及啓発するとともに、地域の活性化に繋がる取組としていくことが重要です。国選定の文化的景観保護推進事業に取り組む場合は、文化財部局と景観部局等が連携しつつ、景観計画の策定等を進めることができます。

8 埋蔵文化財

(1) 現状

埋蔵文化財保護行政の基本は、把握・周知、調整、保存、活用の4段階です。

(2) 把握、周知、保存、活用

市町村の公共事業や民間開発等に伴う発掘調査は、原則市町村が対応しています。本府では昭和56年に財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターを設立し、府内の各種開発に係る記録保存のための発掘調査、研究、普及啓発活動を実施しています。重要遺跡の保存・活用を目的とした発掘調査が実施されている市町村がある反面、悉皆的な分布調査が必要となるところも多い状況です。

(3) 保存活用

発掘調査を実施した際は、その成果を公開し、分かりやすい解説が求められます。出土品を保管・管理する施設等を十分確保することが困難になりつつあります。

(4) 埋蔵文化財専門職員

府内市町村では、埋蔵文化財専門職員が開発に伴う発掘調査等の対応と文化財全般を担当する事例が多く見られます。そのため、幅広い知識で地域の文化財全体の保存・活用を担う専門職員として位置付け、人材育成を図っていくことが望されます。

9 文化財保存技術

文化財の修理及び修復等に用いる材料・用具の生産・製作などを行う上で欠くことのできない伝統的な技術や技能は、法・条例により選定保存技術として選定され、その保護が図られています。その保持者・保持団体は、零細事業者が多く、行政の支援がなければ技術を継承することが難しい状況です。

10 その他 世界文化遺産

構成資産の保存・活用は、各所有者により様々な取組が行われていますが、バッファゾーンに関しては景観条例や古都保存法などでの対応となっていますので、そこでの開発行為への対応が今後の課題となっています。

第5章 目指すべき将来像、方向性

1 目指すべき将来像

「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること。」

府内には、長い歴史の中で、守り育てられてきた貴重な文化財が各地に所在しています。

その代表的なものに、平成6（1994）年に世界文化遺産に登録された「古都京都の文化財」や平成21（2009）年にユネスコ無形文化遺産に登録された「京都祇園祭の山鉾行事」（平成28（2016）年「山・鉾・屋台行事」に名称変更）、さらに平成25（2013）年にユネスコの「世界の記憶」に選定された「御堂関白記」、平成27（2015）年に選定された「舞鶴への生還-1945～1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げ記録」や「東寺百合文書」などがあります。

ただ、府内の文化財は、これらのように広く注目されてきたものばかりではありません。指定等が行われている文化財以外にも、地域の歴史や文化を考える上で重要な意味を持っているにもかかわらず、未だ価値が明らかでないもしくは単体では十分な位置づけが難しく未指定となっている文化財も多くあります。これら未指定を含む全ての文化財は、所有者をはじめ、その価値と重要性を理解する多くの方々の弛まぬ支援と努力によって、現在にまで守り伝えられてきました。

しかし、社会が大きく変わりつつある現在、これまでと同じ方法や考え方に基づいた取組を継続していたのでは、文化財を保存し継承していくことが極めて困難な状況になると見込まれます。一度失われた文化財は、二度と元に戻すことはできません。これから文化財の保存・活用は、これまでとは異なった視点や観点を取り込み、地域総がかりで、より効果的で持続可能な取組としていくことが求められます。

文化財が地域の誇りとして、地域が一体となってこれを保護・継承する環境をつくり出すとともに、そのための取組を未来へ持続可能なものとして継承していくことが求められます。こうした取組は、社会の変化により、文化財保護を支えてきた土台が弱まっている中、文化財を絆の一つとして、地域コミュニティの再構築や今後のまちづくり施策に繋げ、さらに地域の福祉という観点からも、大きな役割を担うのではないかと考えられます。

2 文化財の保存・活用のための基本的な方針

-「地域計画」策定の際に指針とすべき事項-

「今後の文化財保護行政の在り方」

今後の文化財保護行政を進める上では、文化財の本質的価値を保つことを前提に、時代の流れや社会の変化に対し、地域の必要に応じた調和のとれた変化を容認し、文化財の保存・活用をより効果的で、持続可能な取組としていくことが重要です。

こうした観点で、ここでは前項に示した「目指すべき将来像」を実現するための基本的な4つの方針を記しています。これまでから本府が実施してきた取組を踏襲したものですが、それぞれは相互に関連しており、今後内容を充実させ、本府と市町村が連携して取組を進めることにより、今後の文化財保存・活用を適切に進める上での重要な事項として位置づけます。

今後本府では、これを基本的な方針として、次章に示す各取組を講じることとしています。

また、府内市町村においては、これを「地域計画」を策定する際の指針とともに、「地域計画」により管内の文化財保護行政を進める際には、これまで以上に府と連携して取り組んでいただくことを求めます。

(1) 文化財指定等による保護の促進

(文化財指定等の拡充)

府内には、数多くの文化財が所在しています。国・府・市町村では、これまでから、文化財指定等を行うことにより、その保護施策を進めてきました。また、府教育委員会では、平成29年に条例を改正し、価値の高い未指定文化財を早期に保護するため暫定登録文化財制度を設け、その保護対象の裾野を広げました。今後も、市町村と連携して、府内の未指定文化財の調査を促進し、その文化財的価値づけを行い、指定・登録・暫定登録等により、早期にその保護を図ることが、文化財保護行政の基本的事項と考えます。

(指定等のための調査の充実)

指定等を促進するためには、府内の未指定文化財の調査の充実が必要となります。調査にあたっては、その対象を、本府がこれまでに実施した諸調査によって把握している未指定文化財に加え、市町村との情報共有を一層強化して地域にとって価値をもつ文化財の掘り起こしに努めることが重要となります。

(地域にとって価値ある文化財の位置づけ)

調査では、市町村や関係団体、大学等の研究機関と連携し、周辺の文化財との関連性なども考慮して、地域にとっての意味や価値を明らかにするという視点で、文化財の位置づけを行うことに努めます。

また、併せて周辺環境を含めた対象物件の適切な保存方法や将来的な活用方法についての点検も必要です。調査後は、その情報を府や市町村で共有し、成果を指定等に繋げるとともに、市町村が「地域計画」を作成する際や、それ以後の保存・活用にも活かすことができるよう努めます。

(指定等文化財への支援)

国や府の指定等文化財所有者に対し、維持管理や修理、防災、防火、防犯対策に関する技術的な指導や助言を行うとともに、財政的な支援を行い、適切な保存・活用が図られるよう努めます。

(2) 文化財の保護体制の強化

(地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり)

少子高齢化や過疎化が進行し、社会が変化する中、これまで文化財の保護を担ってきた文化財所有者や管理者、これを支援していた地元有志や自治体だけでは、適切に文化財を維持管理し、良好な状態で後世に伝えることが困難になりつつあります。

これに対応していくためには、これまで文化財の保護を担ってきた人たち以外の、多くの人々が文化財の保存と継承に関わる新たな環境をつくり出し、その協力を得て文化財を守り伝える仕組みづくりなど新たな対策が求められます。

このためには、府教育委員会や市町村、関係団体等が連携し、文化財が所在する地域の中でその価値を明確にして、地域の人たちがその保存・活用に積極的に関わる環境づくりを進めることが最も重要と考えます。文化財が地域の人々に愛され、自分たちの誇りやアイデンティティとなることによって、将来にわたってこれが守り伝えられることに繋がると考えられるからです。

府教育委員会としても、こうした仕組みづくりのため、市町村や関係団体等とこれまで以上に連携・協力し、文化財の価値や魅力、さらにそれが置かれている現状や課題等を、広く普及啓発するための取組を促進するとともに、地域が一体となって文化財を守り伝えるための様々な活動への支援にも取り組みます。

(関係団体や関連部局等との連携強化)

府内には、文化財の保護に関わっている様々な機関や団体があります（第9章参

照)。また、市町村毎に文化財の保存や活用に取り組んでいる文化財愛護団体や郷土史会なども設立されています。こうした関係機関や団体とこれまで以上に連携し、前項に記した文化財調査の促進、地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり、さらには文化財所有者が抱える様々な課題に関する情報収集等に取り組むことが必要です。さらに、後述する文化財の活用面においても、関係団体等と連携して地域の文化財の見学コースの作成やボランティアガイドの育成なども重要な取組と考えられます。

少子高齢化や過疎化、防災・防火・防犯など、文化財を取り巻く課題は、広く社会的な課題でもあります。今後の適切な文化財の保存・活用にあたって様々な取組を促進するためには、こういった諸課題に関する自治体の部局等とこれまで以上に連携を強化し、常に情報共有を図るなど、共同して取り組むことが求められます。

(人材育成)

今後の文化財保護行政においては、その保存と活用に関しての幅広い知識や関係機関等と連携した業務が求められます。こうした業務を担当する人材の育成のために、市町村や博物館、大学等と連携して、研修の機会を増やすことやその内容を充実させるなどの取組を進めています。

(3) 文化財保護を支える技術等の継承

文化財の修理に関する技術や材料・資材・道具類の調達に関しては、それに関わる産業の保全のための機会を創出するなど、需要の継続や拡大を図ることが重要となります。そのためには、先に記したように、文化財指定等を促進するとともに、その保護のための体制の強化を図ることで、指定等文化財の維持管理や修理に関する事業を強化することが求められます。

(1) 及び(2)に記した取組を促進することにより、文化財の維持・管理、修理等に関わる事業を推進し、これらに必要な技術の継承や技能者の育成が図られ、適切に材料・資材・道具類が調達される環境づくりに努めます。

また、文化財修理等に関わる保存技術選定の促進や、技術の向上・後継者育成を目的とした様々な研修への協力などにも努めます。さらに、文化財修理に関して、暫定登録文化財制度を活用するとともに、府文化スポーツ部所管の「社寺等文化資料保全補助金」・「文化財保護基金」事業などとも連携して、技術指導を行うとともに、技能者を雇用する多くの企業が文化財修理に関わる機会を創出し、技能者の育成に取り組みます。

(4) 文化財の地域的な保存・活用の促進

(文化財の地域的な保存と活用)

これまで多くの場合、文化財は個々単独でその保存・活用が図られる場合が多くありました。しかし、近年は一定の範囲内に点在する複数の文化財を面的に把握し、地域にとっての価値付けを行い、その保存・活用を図るという取組が見られるようになってきました。

文化財単体では、その位置づけが困難で未指定となっている文化財が、こうした視点によって地域にとって大きな意味を有していることが認識される場合や、点在する文化財を保存する上でこれを取り巻く周辺環境を含めた保全の必要性が生じる場合などがあり、文化財を環境も含めて地域的に保存し、活用するという観点から、今後の文化財保護行政を進める上で重要な取組と言えます。こうした取組は、市町村による「地域計画」の作成にも繋がる視点と考えられ、府教育委員会では、これまでどおり市町村と連携し、積極的に支援していきます。

文化財には、古くから地域の人たちが慣れ、親しみ、自らと地域とを繋ぐ絆のように存在してきたものが多くあります。それは地域で行われる祭りや行事であるほか、風景の中に溶け込んで存在してきた社寺の建造物、丘の上に所在する古墳、またそれらを取り囲む杜などの場合もあると思われます。こうした文化財を複数のまとまりとして保存することは、地域の人たちが、こころ安らかに生活を営み続ける上での大きな支えになると思われます。そして、地域コミュニティの活性化や今後のまちづくり施策へも貢献するという面で、地域の福祉という観点からも、大きな役割を担うのではないかと考えられます。

(文化財の保存と活用の在り方)

文化財の活用には、様々な目的や方法があります。これまでから、より多くの人たちに文化財の価値や魅力などを伝えてきた普及啓発や、学校教育や社会教育と連携し、多くの子どもたちが地域の歴史や文化を理解するために、文化財に接する機会を設けるように取り組んできた活動などもその一つです。また、これまでの文化財を地域づくりや観光施策、地域振興など地域において活用するといった取組も、今後は一層進められる文化財の活用と言えます。

こうした文化財の様々な活用は、多くの人たちが文化財に触れ、その魅力を共有できる機会を生み出し、その保存・継承を支える新たな環境をつくりだす上で、重要な意味をもっていると考えています。

ただ、いずれの場合においても、文化財の活用は、その適切な保存が前提とされていなければなりません。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、

事前に文化財の保存や見学者に関する対策が十分に講じられる必要があります。文化財の質が高くても、十分な保存対策が講じられていないと活用により毀損や消滅の危険が生じます。また、一定の対策が講じられていても、予想以上の過剰な活用が、文化財の価値を損なう恐れもあります。

一方で、防犯対策をはじめ、見学者等に対する安全対策や動線の確保、便益施設の整備などに関しては十分な対応が求められる反面、対象となる文化財のき損等が生じることも予想されます。これらに対しては、文化財への影響が極力軽微となるような配慮が必要となります。

府教育委員会では、このように文化財の保存と活用の均衡を重視し、その保存環境の整備が図られた上での活用を適切なものと位置づけ、重要な施策の一つとして促進されるよう積極的に取り組んでまいります。

第6章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財指定等、保存修理、所有者・管理者への支援、防災・防火・防犯対策、罰則規定の強化による保護の促進

(1) 府が主体となって行う調査等に関する取組

調査には、指定等のために実施する未指定文化財調査をはじめ、文化財の分野毎に国庫補助を受けて実施する悉皆調査や詳細調査などがあります。

① 美術工芸品調査（保存のための詳細調査・緊急調査）

昭和 16 年4月から実施された府内全域の寺院を対象とする学術調査「京都府寺院重宝調査」以降さまざまな詳細調査を行ってきました。中でも、歴史的に社寺等にまとまって伝来した古文書群については、これまでと同様に町村や地元の博物館、資料館と連携して調査を実施していきます。

② 民俗文化財調査（悉皆調査・詳細調査）

昭和 37 年以来、さまざまな民俗文化財の悉皆調査を実施してきました。平成 30 年度から地域で伝承されてきた祭り・行事を対象とする悉皆調査を実施しており、その調査成果を今後の保存・継承に活用していきます。

③ 史跡名勝天然記念物調査（各種記念物・埋蔵文化財の悉皆調査）

（各種記念物・埋蔵文化財の悉皆調査）

近年は中世城館跡調査などを実施、平成 30 年度から、歴史の道調査をはじめ、各種文化財の悉皆調査を実施していきます。調査成果により明らかとなった貴重な遺跡が指定等により保存が図られるよう努めます。

（特別天然記念物カモシカ調査）

府は本州最西端の特別天然記念物カモシカの生息地です。本府では、昭和 61 年からカモシカ調査（生息数、生息密度、生息環境のモニタリング）を実施し、適切な個体群管理に役立ててきました。今後もカモシカ調査を継続し、その保護に努めます。

④ 埋蔵文化財調査

（大規模遺跡の調査・研究、保存・活用）

京都府では昭和 48 年度から古代宮都恭仁宮跡の保存活用調査を実施してきました。引き続き木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存・活用を推進していきます。京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる国指定史跡乙訓古墳群の指定にあたっては、各市町と連携し、その保存に協力してきました。また、長岡京跡の調査研究を進める長岡京跡連絡協議会の開催など、引き続き複数の市町村にまたがる大規模遺跡等の保存と活用の推進を図っていきます。

（各種開発事業に伴う調査）

埋蔵文化財と開発事業の円滑な調整を図るため、遺跡地図作成のための遺跡の分布調査、試掘確認調査、ほ場整備の本発掘調査等の各種調査を実施していきます。

これまでの発掘調査出土品を再検証、遺跡の調査研究を推進するため、出土品再整理事業を実施していきます。

(2) 指定等による文化財の保護の推進

(府指定等の促進)

昭和 58 年からは、条例に基づいて指定・登録を進め、現在の府指定・登録文化財は計 780 件、将来国や府の指定となる可能性のある暫定登録文化財は現在 1,143 件となっています。

引き続き指定、登録、暫定登録等を促進することにより、文化財のき損、滅失からの保護を進めています。

(指定等に係る調査の充実・促進)

地元の歴史や文化にとって重要な意味を有しており地域にとって価値をもつ文化財や伝承地や風景地なども調査の対象に含め、地元市町村等と連携した調査を行います。

調査では、文化財の適切な保存・活用の方法について、指導助言を行い、市町村と連携して「地域計画」作成の際の基礎資料としても、活かすことができるよう努めます。

一方で、全国的にも価値が高いと判断される文化財については、その価値に応じた指定等がなされるよう、文化庁や大学等の研究機関と連携して、調査・研究を進めています。

(3) 府が主体となって行う国宝・重要文化財等の保存修理事業等

(適切な周期による文化財建造物の保存修理)

文化財建造物の修理は、概ね 150~200 年に一度実施する建物を部材単位に解体し、補修後また組立直す解体修理等の「根本修理」と、その間の適切な時期に行う屋根葺替、部分修理、塗装などの「維持修理」に分類でき、建物の破損状況に応じて適切な周期の修理を実施することが求められます。

(文化財建造物保存修理の適切な実施)

府教育委員会では、明治 30 年の古社寺保存法施行以来、国宝・重要文化財建造物の保存修理事業について、それぞれの所有者から委託を受けて実施してきました。このような実施方法は、全国では京都府・奈良県・滋賀県のみです。とりわけ京都

府では、宮大工の雇用や19名の技術職員の配置など全国一の体制を整え、約130年の実績と経験に基づいた高度な地域や技術により事業を適切に実施しており、これが本府の文化財保護行政の大きな特色の一つとなっています。府内の国宝・重要文化財建造物は平成31年4月1日時点で663棟あり、今後も増加することが予想されます。文化財建造物を良好な状態で後世に伝えるため、常に所有者と情報を共有しつつ、適正な人員体制を整え、適切な時期にこれらの修理事業を実施していきます。

(修理事業を支える技能者の育成と技術の伝承)

文化財建造物の修理は、破損や劣化した部分を修復し、健全な姿を保つことが基本です。しかし、修理の際の諸調査によって明らかとなった創建当時の状態に復原するなど、対象建造物の価値を損なわない中で、伝統的工法により高度で的確な修理が求められることも多々あります。このため府教育委員会では、文化財所有者から受託して実施する国宝・重要文化財建造物の修理事業にあたって、「国宝重要文化財建造物修理工事入札参加資格制度」により、入札への参加資格条件として、高度な伝統技術を有した技能者の安定的な雇用などを設け、技術者の育成や技術の伝承に取り組んでいます。今後も様々な機会を通して、技能者の育成に協力し、より多くの企業に入札参加資格を得られるよう努めます。

(保存修理事業に係る調査成果等の活用)

国・府指定等の文化財建造物の保存修理事業においては、修理方針や方法等を決定するための調査が必要となります。特に所有者から受託する国宝・重要文化財建造物の保存修理事業においては、府教育委員会の技術職員が詳細な調査を実施しています。調査結果は、建物を後世に伝えるだけでなく、現代の様々な研究の材料となるため、事業終了時に報告書を刊行するとともに、その文化財的価値に係る新たな知見が発見された場合には、適宜、普及啓発に努めています。

(4) 文化財所有者・管理者への支援

(維持・管理、保存修理、修景整備事業への支援)

本府では、国・府指定等文化財の所有者及び管理者が実施する指定等文化財（暫定登録文化財を含む）の修理事業や整備事業、維持・管理、防火・防災・防犯対策に係る事業に関して、それらが適切に実施され、その文化財的価値が後世に引き継がれるよう、指導・助言するとともに財政的支援を行います。

(情報交換や研修の実施)

また、所有者や管理者が他の所有者等と情報交換することは、文化財の適切な保存や活用を進めるに当たって有意義です。こうした情報交換の場を積極的に設けるとともに、広域的に収集した文化財の維持・管理や防火・防災・防犯に係る留意事項などの情報を所有者等へ提供するための研修会を開催し、様々な課題解決の支援を行います。

(未指定文化財保存修理等への支援)

対象が未指定文化財であっても地域にとって貴重な文化資料等については、府文化スポーツ部が所管する「社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金」事業等と連携し、所有者及び管理者が実施する保存修理事業が適切に実施されるよう技術的な支援を行います。

(5) 防災・防火・防犯対策、罰則規定の強化

(「文化財所有者のための防災対策マニュアル」による対策の徹底)

府内には、数多くの文化財が所在しています。文化財が密集して所在しているところや、1箇所に多くの指定文化財が所蔵されているところもあります。大規模災害の発生により、これらの文化財が失われる事態が起こらないよう、本府では、京都市消防局や同市文化財保護課と連携し、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」（「地震対策編・風水害対策編」平成23年3月、「防火・防犯対策編」平成25年3月）を作成し、府内の文化財所有者や管理者を対象に、これまでから防災対策等を周知してきました。

今後も、自然災害による文化財被害をはじめ、文化財の火災被害、さらに液体散布などによる文化財の毀損や盗難等に対応するため、文化財所有者等へ、その対策について指導・助言を行うとともに、対策事業への支援にも努めます。（詳細は、「第8章 防災・災害発生時の対応」）。

また、国・市町村、大学、博物館、研究機関などとも連携し、災害が発生しても被害の軽減が図れる効果的な防災対策についても検討を進めるよう努めます。

(これまで以上にきめ細かな視点による防災対策)

自然災害については、平成30年に発生した大阪北部地震や西日本豪雨など、従来の想定を超える規模の災害が多発しており、今後も同様の災害が発生することが想定されます。

文化財建造物や収蔵施設等の構築物については、従来から保存修理や耐震対策等による保全や強化などが、その対策として示されてきました。これらを促進することは今後も重要な対策の一つです。しかし、近年の自然災害は、過去に例のない規

模のものが多発しています。今後は日常管理などの中で、部分的な老朽化やき損、さらには周辺環境の中で危険木の把握や危険箇所の点検などへも気を配り、きめ細かな視点から危険性を排除するといった対策が求められます。

(防犯対策)

文化財の効果的な防犯対策についても、関係機関と連携して検討するとともに、監視カメラをはじめとする防犯設備の設置について、所有者へ指導・助言を行うとともに、財政的支援を行います。アライグマをはじめとする鳥獣による被害対策についても関係部局と連携して、その駆除や対策設備設置等への支援などに取り組みます。

(地域が一体となって文化財を守る環境づくり)

市町村や関係機関等と連携し、地域が一体となって文化財を守る環境をつくりだすよう努めます。

(条例改正による府指定等文化財への毀損に係る罰則強化)

今後文化財の活用が促進されるにしたがって、文化財のき損、劣化や盗難のリスクが高まると考えられます。今後の対応として、国宝・重要文化財と同様に、府指定等文化財へのき損に関する罰則規定を強化します。

2 文化財の保護体制の強化

(地域で文化財を守り伝える仕組みづくり)

地域の人たちが文化財を身近に感じ、これを地域の誇りとして、地域全体で文化財を守り伝えていく仕組みをつくりだすことが、文化財を保護する体制強化面で喫緊の課題と考えます。

そのために、関係機関や団体と連携し、これに関わる事業を推進するとともに、市町村等が実施する様々な取組に積極的に協力します。

(文化財を未来へつなぐ心の教育)

また、学校教育や社会教育で文化財の活用を進めることも重要です。後述する丹後・山城両郷土資料館等をさらに活用し、子どもたちが、地域の文化財に接し、体験できる教育の機会を積極的に設けるよう努めます。

(自治体内関連部局等との連携強化)

文化財が直面する課題の多くは多岐にわたり、文化財のみにとどまらない大きな社会的課題といえます。諸課題に関連する庁内の様々な部局と常に情報共有するなど連携を深め、課題解決への取組を進めます。

3 文化財保護を支える技術等の継承

(国宝・重要文化財の保存修理等にかかる技能者の技術向上、後継者育成)

重要文化財の保存修理に関わる伝統的な技術の継承、技能者の育成に重要なことの一つはその需要の拡大です。府教育委員会としては、今後も国宝・重要文化財の保存修理事業をはじめ、府指定等文化財の保存修理事業を継続実施する中で、技能者の育成並びに技術の継承を図っていきます。同時に、資材や材料、道具等の需要拡大についても取り組みます。

重要文化財の修理技術をはじめ、無形文化財、民俗文化財の保存を支える道具類の製作・修理技術や原材料確保、さらに史跡や名勝の修景整備や維持管理など、文化財の保護を支えるための様々な技術の中には、国及び府による選定保存技術の保持者や団体として認定し、その保存が図られているものもあります。

こうした国の選定保存技術に認定された団体により、技能者の技術の向上や後継者育成を目的とした研修などが開催されており、こうした研修へ積極的に支援・協力することで、さらなる技能者の育成や技術の継承に努めます。

また建造物の保存修理事業では、事業に関わる企業が業種毎に設けた団体が、技能者の技術の向上や後継者育成のための研修を実施しており、こうした研修へも積極的に協力していきます。

さらに、後継者育成という面から、学校教育と連携した保存修理現場の公開を促進することで、児童・生徒が修理現場を見学するとともに技能者と接する機会を増やす取り組みにも努めます。

(史跡・名勝の修景・整備事業等に関わる技術の継承と技能者等の育成)

史跡や名勝に関する構成要素となる構築物（建造物・石垣等）や庭園などがあります。文化財建造物の保存修理事業と同様に、その維持・管理をはじめ、修理や修景・整備を行うに当たっては、伝統的な技術により実施する必要があり、その技術を有する技能者の育成、さらには技術の伝承が課題となっています。

今後も、技術の継承並びに技能者の育成にも配慮し、府内の国・府指定等の史跡や名勝の適切な保存のため、維持・管理、さらには修景・整備等が継続されるよう支援に努めます。

同様に、石垣や庭園に関しては、国の選定保存技術に選定されている保持者や保存

団体があります。こうした団体等が技術の向上や後継者育成を目的に開催する研修等に協力するとともに、広く技能者に参加を呼びかけます。

(設計監理企業の育成について)

建造物・美術工芸品の防災事業及び史跡・名勝の修景・整備等の事業に関して、民間企業が設計監理を行う機会が増加しています。さらに、文化財の保存修理及び保存活用事業の施工を行う企業の育成も必要性が生じつつあります。こうした現状から、事業が適正に実施されるため、事業に関わる企業に関連の研修等への積極的な参加を促すなど、その育成に努めます。

4 文化財の地域的な保存・活用の促進

(1) 文化財の地域的な保存・活用

(府の文化財活用への取組)

次代を担う子どもたちを含めたより多くの人たちが、文化財の価値や魅力を共有する場を提供することは、文化財保護行政推進の環境充実という面で、極めて重要な意味をもっています。本府では、これまでから以下の取組を実施しており、今後も一層の充実を図るとともに、継続していきます。

① 京都府指定文化財の指定・修理にかかる普及啓発

京都府の新たに指定等を行った文化財の解説や修理事業を実施した文化財を紹介するための冊子を作成し、府民の方々に府内の文化財の情報を発信していきます。

② 文化財建造物修理現場の公開

府内にある国宝・重要文化財をはじめとする文化財建造物の新たな魅力を発見し、後世に継承していく重要性を府民の方々に理解していただくため、文化財建造物の修理現場を特別公開する事業を実施していきます。

③ 観光との連携事業

観光部局等と連携し、文化財建造物の修理現場や府指定等文化財を府域の他のコンテンツと組み合わせ周遊する観光ツアー等を行い、にぎわいを創出します。

④ 文化との連携事業

文化スポーツ部と連携し、府指定等文化財を活用し、人々が集い文化に親しむ事業を支援します。

⑤ 史跡・埋蔵文化財等の公開・活用

史跡や埋蔵文化財に対する理解を深め、親しんでいただくことを目的に、これまでから埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査に伴う現地説明会や、史跡・遺跡をめぐるバスツアー、史跡・遺跡に関する各種の普及啓発冊子を刊行してきました。また、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターに委託して、発掘調査の成果を分かりやすく解説する埋蔵文化財セミナーや発掘調査成果の速報展などを開催しています。これからも、こうした事業を推進していきます

⑥ 丹後・山城両郷土資料館における文化財の公開・活用

丹後（丹後・丹波所管）・山城（乙訓・南山城所管）の両郷土資料館では、それぞれが所管する地域の文化財を中心とした展示を行うとともに、歴史体験教室、市町村や学校、地域などへの出前授業、府民向けの公開講座や古文書講習会等を行っています。また、継続的に各地に残る歴史・考古・民俗資料の調査や収集等を行い、その成果を展示などにより公表しています。今後も学校教育や社会教育と連携した取組を進めています。

（市町村による文化財の地域的な保存・活用を積極的に支援）

近年は、府内で「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）に基づき策定され、国に認定された「歴史的風致維持向上計画」による様々な取組が京都市や向日市、宇治市などで行われています。同様に「歴史文化基本構想」を策定し、広域的な文化財の保存・活用の取組をはじめているところもあります。

特に「歴史文化基本構想」では、市町村が、管内に所在する指定・未指定を含めた文化財を地域として価値付けを行い、これを将来にわたって保存・活用するという視点の構想が策定されており、今後市町村が作成する「地域計画」へ繋がるものと位置づけられます。

こうした取組は、これまでとは異なった視点から新たな文化財保護行政を推進する要素を多く含んでおり、本府としても、今後積極的に支援します。

（2）文化財の地域的な保存・活用の在り方

（適切な文化財活用の促進と支援）

文化財の活用は、その適切な保存が前提とされていなければなりません。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、事前に文化財の保存や見学者に関する対策等が十分に講じられる必要があります。

文化財の適切な保存と活用の促進に努め、これが一層推進されるように、活用にかかる環境整備など、様々な視点での指導・助言や財政的支援などについて取り組みます。

(3) 世界文化遺産の新規登録への取組

(「宇治茶の文化的景観」世界文化遺産登録推進)

山城地域には京都府選定の文化的景観である「和束町の宇治茶の茶畠景観」や「南山城村の宇治茶生産景観」など宇治茶の文化的景観が各地に見られます。府ではこれらの世界文化遺産の登録に向けて、取組を進めています。

世界文化遺産登録の要件となる国選定重要文化的景観の選定に向けた取組については、各市町村の求めに応じ支援していきます。

(天橋立世界文化遺産登録推進)

特別名勝天橋立を中心とした世界文化財遺産の登録推進については、登録の可能性のある構成資産の保全状況が評価されるよう取り組み、またその周囲の環境が良好に継承されていくよう支援します。

5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成

(1) 求められる人材

これまでから、府内各地の文化財の保存・活用は、地域の実態に詳しい市町村や博物館等の専門的な知識、技術、技能をもつ専門職員が、関連する部局と連携しつつ取り組んできました。文化財保護行政を取り巻く様々な課題が山積する中、今後は専門職員として一層幅広い知識や視野をもち、伝統文化や産業、観光、教育とも相互に連携して業務を遂行する人材が必要になります。

(2) 人材の確保・育成

このような人材を確保・育成するためには、これまで以上に地域の文化財の保護継承への深い洞察とその保存・活用を進める強靭な意志が備わるような経験を積む必要があり、長期的視野に立った人材育成計画や技能等の資質向上に向けた研修の促進が求められます。

文化財専門職員を対象とした人材育成に関しては、これまでから国による分野ごとの専門的な研修があり、それらを活用して資質の向上が図られてきました。

しかし、将来的には、地域の実態に応じた各種文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存・活用を企画立案できる人材の確保・育成が不可欠になると考えられます。

府内には建造物、美術工芸品、民俗文化財、埋蔵文化財等の専門的人材の育成に

関わる大学が20校程度あります。府教育委員会、市町村、博物館が、必要に応じてこうした大学等の研究機関と連携を深めることで、今後求められる専門的人材の確保・育成に努めます。また、府教育委員会でも、人材の育成に関しての研修等の開催についても取り組みます。

(3) 文化財保護指導委員

府教育委員会には、府指定等文化財の巡視を行う文化財保護指導委員が各地域に計69名配置しています。近年、文化財の巡視は、暫定登録文化財の登録に伴う巡視対象の増加、地域の文化財の状況把握等、文化財の保存・活用の経験値の高さがますます求められつつあります。府としても各機関と連携して積極的に人材育成を支援していきます。

6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

(1) 建造物

(重要文化財 府庁旧本館)

府庁旧本館は、明治37年に竣工され、現役の官公庁舎としては日本最古のものです。府民に開かれた府庁のシンボルとして、保存と活用を両立させる中で、大切な府民の財産を未来に引き継いでいきます。

(重要文化財 旧日本銀行京都支店)

旧日本銀行京都支店は、現在、京都府京都文化博物館の別館として活用されており、平成2年7月には展示室内で「祇園祭の宵山に筝曲を聴く夕べ」を開催、博物館におけるミュージアムコンサートの魁と位置付けられています。以後、重要文化財という特性を活かして演奏会、講演会、展覧会等、様々な催しが開催されていますが、活用しながら保存するという大きな課題を検討中です。

(府指定 旧永島家住宅)

府立丹後郷土資料館の敷地内に移築された旧永島家住宅は、江戸時代の茅葺きの民家です。民俗資料等の常設展示や体験学習の場に加え、観光資源としての活用も検討していきます。

(2) 美術工芸品

(国宝 東寺百合文書)

京都学・歴彩館が所蔵する東寺百合文書は、全国の博物館等から貸し出しの依頼があり、積極的に公開に協力しているところです。また、文書の内容を読み解く翻刻作業を継続的に続けていく計画です。なお、WEB上で高精細画像を公開する先駆的な取組も行っています。

(重要文化財 京都府行政文書)

昭和21年度までの京都府に残る15,000点を超える行政文書群です。紙の劣化が進んでいるものがあり、平成21年から継続的に修理事業を実施しています。今後も計画的に修理を進める計画です。

(重要文化財 京都盲啞院関係資料)

平成30年度に、京都府立盲学校、聾学校保管の資料3,000点が重要文化財となりました。紙の劣化が進み、扱いが困難なほど劣化しているものが少なくなく、計画的な修理を検討していきます。

(3) 史跡名勝天然記念物

(特別名勝 天橋立)「天橋立公園」

天橋立公園松並木景観保全計画(H30~R4)に基づき、白砂青松の景観を守るために、広葉樹の繁茂によるマツの衰弱対策として、広葉樹の伐採、腐植層の除去とマツの補植・間伐を実施していく計画です。

また、地域の方々と協働体制を組みつつ、ボランティアの皆様に保全作業に参加していただいている。今後も、多くの方々に天橋立の価値を共有共感してもらう取組を実施していく計画です。

特別名勝天橋立は府が世界に誇る文化財の一つです。しかしながら、自然環境の変化による植物相の変化や、砂州の浸食などの対応へ向け、持続可能な保存・活用を関係機関と協力して計画的に推進します。

(史跡及び名勝嵐山)

嵐山では国有地の文化財管理を実施しています。史跡としての価値及び名勝景観が損なわれないよう配慮します。

保存管理計画に基づき、これまでその価値が守られてきましたが、時代に応じ計画を見直すとともに、関係機関と協力し、保存・活用を推進します。

「嵐山公園(中之島地区及び亀山地区)」

公園を含む嵯峨嵐山エリアには年間約2,500万人の観光客が国内外から訪れます。

す。維持管理として園内の清掃、剪定等の樹木管理、除草等を実施しています。

(名勝瑠璃渓)「瑠璃渓自然公園」

名勝瑠璃渓は、府が管理する京都府立るり渓自然公園として多くの来訪者に親しまれています。これからも文化財としての本質的価値である自然環境や景観が損なわれないよう、関係機関と連携し、適切な維持管理を行っていきます。

(史跡丹後国分寺跡)「丹後郷土資料館」

史跡丹後国分寺跡は、府立丹後郷土資料館に隣接し、特別名勝天橋立を眼下に臨む絶好の地に所在しています。また、周辺には史跡成相寺旧境内や国選定の宮津天橋立の文化的景観などの文化財が存在します。こうした環境を活かした保存・活用を関係機関と協力して推進します。

(4) 丹後、山城郷土資料館

両資料館とも開館以来、歴史、考古、民俗資料の調査、収集、保管、展示活用につき、地域の文化財を保存・活用する上で重要な役割を担ってきました。山城郷土資料館では府指定等文化財 18 件を、また、丹後郷土資料館では国宝海部氏系図をはじめとする国指定重要文化財 10 件、府指定等文化財 22 件を収蔵保管しています。

両館とも、開館以来一定の年月が経過し、施設が老朽化している現状があります。今後、歴史、文化にかかる情報発信のみならず、地域振興、観光にも寄与できる施設として、バリアフリー化を含め整備充実を図ります。

第7章 府内の市町村への支援の方針

1 市町村が行う修理・整備などの保存・活用に関する取組

(国・府指定文化財)

国指定等文化財については、文化庁との協議調整を図っていきます。

府指定等文化財については、その価値が損なわれることがないよう、指導・助言に努めます。

市町村が所有もしくは管理する国・府指定等文化財については、市町村の求めに応じて、その価値が損なわれることがないよう、技術的・専門的な指導・助言に努めます。

(市町村指定文化財)

市町村指定等の文化財の修理・整備などが行われる場合においても、その文化財の価値が損なわれることがないよう、市町村の求めに応じて、技術的・専門的な指導・助言に努めます。

2 市町村の文化財保護行政に関する支援

(これまでの取組の継続)

多種多様な文化財が所在する京都府は、文化財に係る全ての分野の専門職員を配置する全国でも有数の体制を有しています。このため、府内での文化財調査をはじめ、未指定を含めた各種文化財の適切な保存方法などに関する指導・助言など、これまでから府内市町村が推進する文化財保護行政に対して様々な面から支援しており、今後も、市町村の要請に応じてこれを継続していきます。

(市町村との連携強化)

今回の法改正により、今後の文化財保護行政は、未指定文化財を含めた地域の文化財の保存・活用という視点を中心に促進されることとなります。今後、本大綱（「第5章2「文化財の保存・活用のための基本的な方針」）で記した事項に基づき、本府としてはこれまで以上に市町村との連携を深め、方針に基づいた取組を協力して推進します。

(「地域計画」策定への支援)

このため、今後の文化財保護行政を進めるにあたっては、市町村が主体となって、

管内に所在する様々な文化財の保存・活用に関して、地域の実情に即した視点から作成される「地域計画」が重要な意味をもちます。

現在、府内市町村で文化財保護に関わる専門職員が正規職員として配置されているのは約7割です。今後、市町村において「地域計画」の作成やこれに基づく保存・活用事業が本格的に進められることが予想される中では、人員や体制さらに職員の世代交代による知識と技術の継承などの課題が生じることが予想されます。

府教育委員会では、府内の文化財が将来にわたって適切に保護されるよう、市町村による地域計画策定にあたって、文化財に係る様々な情報を提供するなど、その作成が円滑に進むよう、これに協力します。

また、市町村の求めに応じ、周辺市町村や大学等の研究機関と連携をする中で、地域計画作成・認定申請、さらに「地域計画」策定後に進められる様々な取組についても、市町村等と連携を深め積極的に支援します。

(単独で「地域計画」を作成することが難しい町村への支援)

専門職員が配置されていない町村が「地域計画」作成に取り組む場合は、これが必要な体制のもとで実施され、文化財の価値が維持されるよう指導・助言に努めます。府教育委員会及び近隣市町村や大学等の研究機関との連携が不可欠な場合も想定されるため、町村の求めに応じて、これらとの連携や人的支援などについても検討します。

3 広域連携への対応

(1) 府域や市町村域を超えて所在する文化財の保存・活用に関する連携

府内には、府域もしくは市町村域を超えて分布する文化財があります。これらの保存と活用を適切に進めていくためには、文化財が所在する他府県や市町村の間で連携して、計画的に事業を進める必要があります。府教育委員会では、今後これらの連携がすすむよう推進し、市町村の求めに応じ指導・助言していきます。

(2) 広域的に所在する文化財、その保存及び活用の取組等

○「もうひとつの京都」

府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を活かすため、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」の4つのエリアを設定し、京都のブランド力を生かしながら、地域の資源を磨き上げ、地域が一体となって、「もうひとつの京都」の取組を開拓しています。

<「海の京都」エリア>

府北部（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を

「海の京都」と位置付けています。

このエリアには、日本三景の一つである天橋立（特別名勝）、世界ジオパークのほか、鳴き砂で有名な琴引浜（名勝・天然記念物）、重要伝統的建造物群に選定されている伊根町伊根浦、旧日本海軍に関連する赤れんが建造物（重要文化財）等の名所が多く存在します。日本遺産に認定された「丹後ちりめん回廊」「鎮守府」「北前船寄港地」のほか、弥生時代から古墳時代の巨大な墳墓などがあります。

<「森の京都」エリア>

府中部地域（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都市右京区京北）を「森の京都」と位置づけています。

このエリアは、森林率が約8割を占め「森」の恵みが大変豊かで、森や木と関わる中で、豊かな生活・文化が育まれ、発展してきた地域です。さらに、「森」は「海の京都」から都への文化の通り道でもあり、「森」と関わる豊かな生活・文化を伝えてきた地もあります。芦生の森や美山かやぶきの里（重要伝統的建造物群保存地区）、由良川等の豊かな自然や美しい景観等があり、地域を定めず指定された天然記念物アユモドキは、亀岡市の一部に生息しています。

<「お茶の京都」エリア>

府南部地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）を「お茶の京都」と位置付けています。

このエリアは、日本茶のふるさととして、抹茶、煎茶、玉露を生み出し、生活の中の喫茶など日本茶文化を支えてきました。その中で、抹茶、煎茶、玉露それぞれの生産に対応した茶園や集落、茶問屋の町並みなどの景観を形づくっており、「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産に認定されました。

また、久津川古墳群（史跡）、恭仁宮跡（史跡）のほか、多くの文化財が存在するとともに、文化・学術・研究の拠点であるけいはんな学研都市では、先端技術等による新しい文化の創造・発信を進めています。

<「竹の里・乙訓」エリア>

府乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）を「竹の里・乙訓」と位置付けています。

京都と大阪を結ぶ交通の要衝であることから、古代から歴史の舞台となり、古事記や日本書紀には「オトクニ（弟国）」という地名の由来が記されています。この工

リアは、竹林が多く、「かぐや姫」伝説発祥の地とも言われており、竹の径（府文化的景観）、西山など四季折々の豊かな自然と由緒ある社寺、長岡宮跡（史跡）、乙訓古墳群（史跡）や城跡などの文化財に恵まれた地域であり、10年間に渡って、長岡京が都となりました。

○世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産

・世界文化遺産「古都京都の文化財」

京都市、宇治市、滋賀県大津市にまたがる 17 社寺城。賀茂別雷神社（上賀茂神社、京都市北区）、賀茂御祖神社（下鴨神社、京都市左京区）、教王護国寺（東寺、京都市南区）、清水寺（京都市東山区）、延暦寺（京都市左京区・滋賀県大津市）、醍醐寺（京都市伏見区）、仁和寺（京都市右京区）、平等院（宇治市）、宇治上神社（宇治市）、高山寺（京都市右京区）、西芳寺（苔寺、京都市西京区）、天龍寺（京都市右京区）、鹿苑寺（金閣寺、京都市北区）、慈照寺（銀閣寺、京都市左京区）、龍安寺（京都市右京区）、本願寺（西本願寺、京都市下京区）、二条城（京都市中京区）からなります。

・ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」

京都市の「京都祇園祭の山鉾行事」を含む山・鉾・屋台等と呼ばれる山車が巡行する青森県から大分県の計 18 府県に分布する 33 件の祭礼行事です。

○日本遺産

近年、文化庁は地域に点在する文化財と地域の遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的として、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として、認定しています。そのストーリーに記された文化財群は広域にまたがるものとなっており、新たに価値が評価された文化財の保存・活用が進むよう、市町村の求めに応じ助言していきます。

現在、府内の資産が認定されているのは以下の5件です。

・「日本茶800年の歴史散歩」

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の 12 市町村

・「鎮守府 横須賀・吳・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

舞鶴市を含む4府県4市町

・「荒波を超えた男たちの夢が紡いた異空間～北前船寄港地・船主集落～」

宮津市を含む 15 道府県 38 市町

・「300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」

宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の 2 市 2 町

- ・「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼」

京都府（宇治市、京都市、亀岡市、宮津市、舞鶴市）を含む7府県24市町

○その他 広域的に分布する文化財

市町村域もしくは府県域を超えて広域的に分布する文化財等の主な事例

＜記念物＞

- ・「国史跡乙訓古墳群」

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる古墳群

- ・「国史跡奈良山窯跡群」

木津川市、奈良県奈良市にまたがる古代の窯跡群

- ・「国史跡大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」

井手町、奈良県奈良市にある古代寺院跡とその瓦を焼いた窯跡

- ・「国史跡琵琶湖疏水」

京都市、滋賀県大津市にまたがる近代都市疏水

- ・「国史跡石のカラト古墳」

木津川市、奈良県奈良市にまたがる終末期下方上円墳

- ・「国史跡延暦寺境内」

京都市、滋賀県大津市にまたがる平安時代に開かれた寺院

- ・「国天然記念物比叡山鳥類繁殖地」

各種の鳥類の繁殖地として関西において著名

＜埋蔵文化財＞

- ・「長岡京跡」

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる都城

- ・「八木城跡」

亀岡市、南丹市にまたがる山城

- ・「一色氏関連城館跡」

京丹後市、与謝野町、宮津市、伊根町、舞鶴市にかけ点在する丹後守護一色氏及びその家臣団の城館群

第8章 防災・災害発生時の対応

1 近年の状況

近年、京都府では、平成16年の台風23号、平成29年の台風21号、平成30年の大阪府北部地震、7月豪雨、台風21号をはじめとした度重なる台風など、多く災害に見舞われています。これらは文化財にも多大な被害を及ぼし、現在でもその復旧に取り組んでいる状況です。また、平成31年4月にはノートルダム大聖堂の火災を受けて、文化財所有者等への防火対策の徹底を周知し、その強化を図っています。

2 文化財防災の方針、枠組み

文化庁では、災害対策基本法の規定に基づき、文化庁防災業務計画を策定し、文化財の防災対策等についての基本的な方針を定めています。本府では、京都府地域防災計画において、文化財にかかる災害予防計画にかかる基本的な方針をまとめています。（本章3）

本府並びに京都市において、具体的な防災対策をまとめたものとして、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を策定し、風水害、地震、防火・防犯等の対策をまとめています。（本章4）

広域行政の枠組みとして、2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合において、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領及び被災対応ガイドラインを策定し、その対策を進めています。（本章5）

【防災・災害発生時の対応 基本的枠組み】

| 組織 | 総 合 | 文化財 |
|------------------------|--|--|
| 国 広域 (国立文化財機構ほか) | 防災基本計画 (中央防災会議) | 文化庁防災業務計画 (協力) 文化財防災ネットワーク、被災文化財等救援委員会 (*1) |
| 広域行政 (2府7県及び関西広域連合) | 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 | ○近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領 *近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン |
| 京都府 | 京都府地域防災計画 【文化財災害予防計画】 (京都府災害対応の総合的な検証会議) | 【文化財所有者のための防災対策マニュアル】(京都府・京都市) |
| 市町村 | 市町村地域防災計画 | 同上 |

* 1 平成28年熊本地震では、文化庁から文化財防災ネットワーク参画団体幹事会へ協力を要請、平成7年阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災では、文化庁が同じく協力を要請し、被災文化財等救援委員会を設置しています。

3 京都府文化財災害予防計画

(計画の方針)

計画の方針として、「貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進するものとする。」としています。

(文化財保護対策の方針)

文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底します。また、災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行います。

文化財防火デー等では、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行います。また、文化財の防火に關係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立します。

分野毎の対策は以下のとおりです。

- 文化財建造物は、自動火災報知設備、消火設備、避雷針、放水銃、ドレンチャ一等を備えた総合的な防災設備の設置が望まれます。なお、国・府指定文化財建造物については、自動火災報知器の設置が義務付けられています。また、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等の設備の更新にも留意しておく必要があります。
- 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）は、収蔵庫等の防災施設（鉄筋コンクリート造、耐火構造）の設置若しくは木造建造物で保管・管理する場合は、文化財建造物に準じた措置が望まれます。なお、防災設備の設置が困難な場合には、防災上の判断等から一時的に博物館等の施設へ寄託することも考えられます。なお、収蔵庫は、周囲の景観への配慮が望されます。
- 史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区、文化的景観の構成要素となる建造物等も、国・府指定文化財建造物に準じた対応が必要です。
- 府では、国、府指定等の文化財の防災事業（収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理）に対し、補助制度を設けています。また、防災効果を高める消化器・収蔵箱等の防災資機材整備も対象としています。

4 文化財所有者のための防災対策マニュアル

(防災対策マニュアルによる事前の備え、被害への対応)

事前の備えとして、文化財に関する防災知識等の習得、平常時からの防災対策の実施、訓練等の実施を求めていきます。

発生時の対応として、参観者等の安全確保、応急措置、二次災害の防止を、発生後の対応として、被害状況の把握、被災文化財の保全を求めていきます。

5 広域行政としての対応、支援

府ではこれまで、阪神淡路大震災や東日本大震災などの災害からの復旧・復興にかかる文化財の調査等に対し、当該府県からの求めに応じて、職員を長期派遣し、支援してきました。これらを踏まえ、近畿圏の府県を中心とした相互応援にかかる枠組みを整備しています。

(近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領)

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、大規模災害等の危機が発生して当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合が連携して行う文化財にかかる各種相互支援内容を定めたものです。

(近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン)

要領に基づいた相互間の迅速な応援を実現するため、被災文化財の救出、状況調査、応急処置、復旧費用の算定等にかかる応援自治体の職員を受け入れる体制作りや、作業に係る留意点について整理したものです。

(その他連携)

台風や落雷などの災害時についても、特に市町、府県境における消火や文化財レスキュー等における市町及び府県側の協力体制構築を進めています。

6 今後の対策

(きめ細かな視点からの取組の強化)

近年の自然災害の頻発により、さまざまな文化財の防災対策が迫られています。文化財建造物の修理による構造強化や耐震対策、日常の維持管理や巡視の中でのわずかな老朽化や倒木・崖崩れなどの恐れがある箇所の早期把握、その他浸水、強風など、多様な被害等にたいして、きめ細かな視点からの取組を強化していく必要があります。

(地域が一体となって文化財を守る体制づくり)

本府では、これらに対応していくために、市町村ごとに、地元消防、警察などの協力、連携体制の構築を支援し、地域の協力を得て、府文化財保護指導委員による巡視の充実も図ります。それとともに、京都府文化財防災対策連絡会等によるすみやかな情報共有を今後も継続していきます。

文化財が密集して所在し、多くの参拝者や見学者が訪れる京都市内で市消防局が取り組んでいる文化財マイスター制度や文化財レスキュー体制などを参考に、文化財の所在する地域住民が一体となり、文化財を火災や災害から守る仕組みづくりが重要と考えます。

このため、府内各地域においても、府、市町村等の関係機関と地域住民が一体となって文化財を守る体制が整備されるよう取り組んでいきます。

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制一覧

| | |
|---|----------------------------------|
| 京都府 | |
| 教育庁 指導部 文化財保護課 | |
| 学校教育課 (小・中学校教育) | |
| 特別支援教育課 (特別支援教育) | |
| 高校教育課 (高校教育) | |
| 社会教育課 (社会教育) | |
| 管理部 管理課 (学校資産の管理) | |
| 知事部局 | |
| 危機管理部災害対策課 | (防災対策) |
| 総務部府有資産活用課 | (府有資産活用管理) |
| 府民環境部自然環境保全課 | (自然環境保全) |
| 文化スポーツ部文化政策室 | (天橋立世界文化遺産登録、未指定の文化財の保存・活用) |
| 文化芸術課 | (文化芸術の活用) |
| 商工労働観光部観光企画室 | (観光施策の企画・総合調整) |
| 観光事業推進課 | (府内各地域の観光振興・広域観光等) |
| 染織・工芸課 | (染織工芸事業の振興支援) |
| 農林水産部農産課 | (宇治茶世界文化遺産登録) |
| 建設交通部都市計画課 | (都市計画・景観行政の推進) |
| * (文化財に関係した主な業務内容) | |
| 関係機関 | |
| 府立丹後・山城郷土資料館 (歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存・活用) | |
| 府立京都学・歴彩館 (京都関係資料の収集・保存・公開) | |
| 公益財団法人京都文化財団 (芸術文化活動の奨励・育成、文化財の保護) | |
| 公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター (埋蔵文化財の発掘調査・研究、調査成果の公開、普及・啓発) | |
| 京都府文化財保護審議会 | |
| 審議事項 | 京都府指定等文化財の指定等、文化財の保存及び活用に関する重要事項 |
| 委員 | 文化財の保存及び活用に関し学識経験を有する者 20名で構成 |

京都府文化財保護指導委員

主な取組内容 文化財の現状や保管に関する巡視を行うこと。文化財等の所有者その他関係者からの求めに応じ又は必要に応じて文化財等の保存管理に関する指導助言を行うこと。

委 員 69名（文化財の保護に関する見識を有し、かつ地域の文化財の現状を把握している者）府内全域の各地域に配置

その他民間団体等

京都府文化財所有者等連絡協議会（文化財の保存・活用、修理防災等の指導・助言）

公益財団法人京都古文化保存協会（古文化の保護、愛護に関する啓発）

一般財団法人川合京都仏教美術財団

（府内の美術工芸品の保存修理の助成、旧灯明寺の文化遺産の保存活用）

公益財団法人祇神会（民俗・無形文化財の保存）

公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟

（文化財の保存と活用にかかる各種事業の推進）

NPO 法人古材文化の会（古建築及び古材の保存と活用）

市町村との連携

京都府文化財防災対策連絡会

京都府（教育府指導部文化財保護課、文化スポーツ部文化政策室、危機管理部災害対策課、警察本部）、京都市（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課、消防局予防部予防課、都市計画局都市景観部景観政策課）、関係機関（京都国立博物館、近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所、公益財団法人京都文化財団文化財保護基金室、公益財団法人京都市文化観光資源財団、公益財団法人京都古文化保存協会）からなる。（文化財防災の情報共有等）

長岡京跡連絡協議会

長岡京跡の調査を行う京都府、京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の発掘調査機関などからなる。（調査に係る情報共有、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター取りまとめ）

2 今後の体制整備の方針

文化財にかかる災害発生時の連絡調整体制など最新の状況に応じて、順次整備していきます。

3 関係部局との連携など

京都府においては、平成29年に文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の改正・施行及び国による文化芸術推進基本計画（平成30年3月）の策定を受け、文化的保存・継承から発展、創造及び活用まで、文化政策を総合的に推進するために、「京都府文化力による未来づくり条例」（平成30年京都府条例第27号）と、それに基づく「京都府文化力による未来づくり基本計画」（平成31年3月、以下「基本計画」と

いう。) がまとめられました。

基本計画では、第5節で「目指すべき将来の姿の実現にむけた方策」として掲げた7項目の中に「文化の保存及び継承」が示され、そこで、「伝統文化・生活文化の継承」、「文化財の保存・継承・活用」が述べられています。加えて、府内各地で、文化財を含む「文化資源を生かした地域づくり」や「文化資源を活用した経済の活性化」への具体的な取組が進められています。

こうした取組をさらに進める上で、文化スポーツ部等府関係部局と連携し、本大綱に示す府内の文化財の適切な保存・活用に関する方向性に基づく府の取組として実施していきます。

さらに、京都府では平成30年6月、知事を本部長とした「観光戦略総合推進本部」を設置、平成31年3月には全国屈指の質と量を誇る歴史文化遺産など、地域資源を生かした観光施策の指針となる「京都府観光総合戦略」(以下「総合戦略」という。)が策定され、観光を本府の産業の土台を支える総合政策として位置付けています。

総合戦略では、「今後の取組方針と重点プログラム」を述べる中で、「京都観光」の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展として、「地域に残る豊富な有形・無形の文化財の観光活用」を示しつつ、その取り扱いについて「京都府における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にする『京都府文化財保存活用大綱』を踏まえた文化財の活用」を基本とすることが明示されています。

加えて、平成30年度の地震、大雨、台風による災害をうけ、京都府地域防災計画(第8章参照)の改定や京都府新総合計画の策定にむけた取組も進んでいるところです。

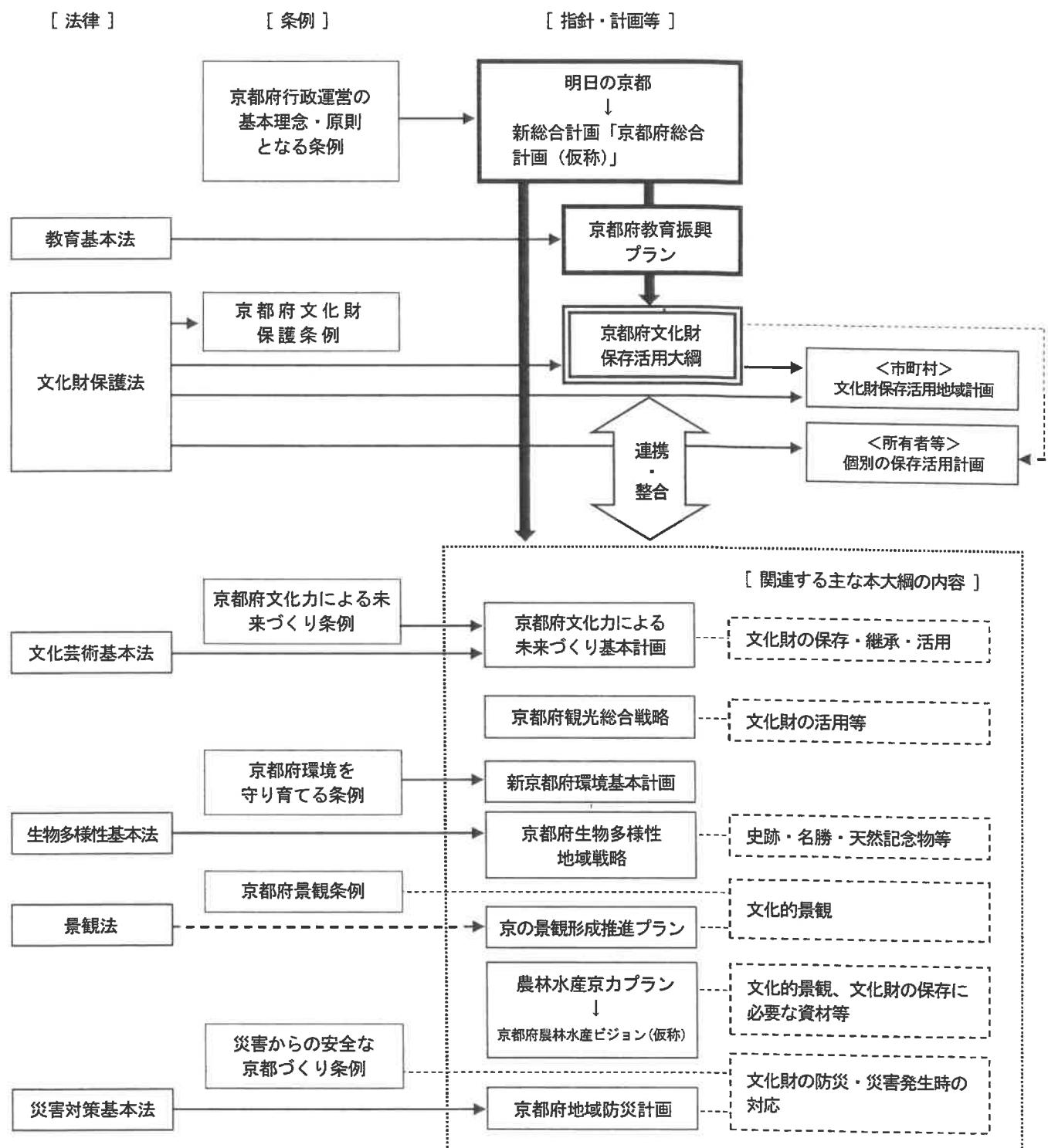
現在策定中の「新総合計画」では、「文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るために基本方針を提示」となっています。

京都府では、これまで条例の趣旨に基づき、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じてきたところです。また、その推進にあっては、文化庁をはじめ、府教育庁所管課、危機管理部、総務部、府民環境部、文化スポーツ部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部局等の関係各課及び市町(組合)教育委員会等の関係機関・団体、文化財所有者と連携してきました(これら関係部局の条例・計画については、資料3参照)。

本大綱により、今後も府内関係部局と一緒に連携し、府内に所在する文化財の適正な保存・活用が図られるよう努めます。

本大綱は、京都府における文化財の保存活用の基本的な方向性等を定めるものであることから、社会状況の変化や京都府の総合計画の改定の状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

資料3 京都府文化財保存活用大綱と他計画の関連図



*計画の詳細は用語解説参照

別添資料1

用語解説・参考

第1章 2 目的

○「文化財保存活用地域計画」

各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。作成にあたり協議会を設置、協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できます。文化庁長官の認定をうける基準には、当該大綱に照らして適切なものであることとされます。

○「文化財保存活用計画」

個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画です。文化庁長官の認定をうけるには、大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものであることとされます。

第2章 3 (1) 広域行政単位

<京都府内における旧郡名と広域行政区域>

○教育局

京都府の教育行政を担う5つの地方機関。地域の教育振興に取り組む。丹後教育局（丹後地域）、中丹教育局（中丹地域）、南丹教育局（南丹地域）、乙訓教育局、山城教育局があります。

○広域振興局

広域的な視点で地域振興に取り組む京都府の4つの地方機関。丹後広域振興局（丹後地域）、中丹広域振興局（中丹地域）、南丹広域振興局（南丹地域）、山城広域振興局（乙訓地域、山城地域）があります。

○区域

なお、歴史的な変遷の中で区域の把握は変動してきました。たとえば、近代以降に成立する京都府の広域行政単位や市町村の合併は、歴史的な旧国域、旧郡域とは、相違しています。旧丹波国は、明治4年の第1次府県統合により、京都府と豊岡県に分かれました。

平成16年に京都市へ編入合併した京北町は、江戸時代は禁裏御料地となっていたほか、元は桑田郡内に位置し、丹波地域（丹波国）に属していました。

現在は中丹地域としている旧加佐郡は古代には丹後国に属し、江戸時代には田辺藩や宮津藩の知行となっていました。明治 12(1897) 年に行政区画としての加佐郡が誕生した後に、舞鶴市、福知山市大江町、宮津市の一部に分かれ、現在では舞鶴市域と福知山市域が中丹地域、宮津市域は丹後地域に属しています。

このため、府内各地に所在する文化財の特性を考える上では、一定の配慮が必要となる場合もあります。

第4章 2 (5) 公開

○文化庁の公開に係る指針

「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」

文化財保護法第 53 条に基づき、重要文化財等の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財等を公衆の観覧に供しようとする場合（重要文化財等の移動を伴うものに限る。）に、適切な取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示した指針をいいます。

第9章 3 関係部局との連携など

○ 新総合計画「京都府総合計画（仮称）」

京都府では、平成 23 年 1 月に府政運営の指針となる「明日の京都」が策定されましたが、今年度、新しい総合計画を策定しています。総合計画は、本大綱の上位計画であり、中間案では、20 年後に実現したい京都府の将来像として「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げた上で、4つの姿が提示され、2つ目の姿に「文化の力で新たな価値を創造する京都府」が示されています。また、分野別基本施策では「文化力による未来づくり」の中で、今後 4 年間の対応方向・具体方策として「伝統文化、生活文化を継承するとともに、文化財の保存・継承・活用を進め」とされ、「文化財保存活用大綱において府内の文化財の適切な保存と活用を図るために基本方針を示すことにより、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでの継承に取り組む」ことが示されています。

○ 京都府教育振興プラン

京都府教育委員会では、平成 23 年に今後の 10 年を見通した教育の振興に関する基本計画として、「京都府教育振興プラン -つながり、創る、今日の知

惠-」を策定しています。この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画であり、本大綱の上位計画です。10の重点目標のうちのひとつ「人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ」目標では、「京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成」が施策の方向性として掲げられています。

○「京都府文化力による未来づくり基本計画」

京都府の文化の保存・継承から発展、創造、活用まで、文化政策を総合的に推進するため「京都府文化力による未来づくり条例」（平成30年7月施行）に基づき、平成31年3月に策定されたものです。本基本計画では、「目指すべき将来の姿の実現にむけた方策」として掲げた7つの柱のひとつを「文化の保存及び継承」とし、そこで取り組む方策として、「伝統文化・生活文化の継承」、「文化財の保存・継承・活用」が示されています。

○「京都府観光総合戦略」

平成30年6月に知事を本部長として設置された「観光戦略総合推進本部」において検討され、平成31年3月に「あらゆる産業が観光の視点を持って成長するとともに、京都府全体が未来に向かって発展していくための指針として策定」されたものです。7つの今後の取組方針と重点プログラムのひとつ「『もう一つの京都』構想の深度化と相互連携」では、文化的景観の価値向上や情報発信が、さらに「『京都観光』の最大の強みである文化資源を活かした地域振興と持続的な発展」では、「有形・無形の文化財や生活文化の観光活用」としての事例が示されるとともに、文化財の活用は、本大綱を踏まえることが明記されています。また、府立山城・丹後両郷土資料館の観光拠点施設としての活用も示されています。

○「京都府生物多様性地域戦略」

生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略として、平成30年3月に策定されたもので、「新京都府環境基本計画」（平成22年10月策定）のもと、京都府の生物多様性に係る諸計画の上位に位置付けられています。戦略策定にあたっては、生物多様性により京都の文化と観光が支えられていることがその重要性のひとつとして掲げられています。個別の資料として示された「京都の庭」「芦生研究林」「『京都府の鳥』オオミズナギドリ」「深泥池の

生きもの」「山陰海岸ジオパーク」「地域が一体となった希少種の保全活動」等には、史跡・名勝・天然記念物に関連する内容が示されています。

○「京の景観形成推進プラン」及び「景観条例」

平成17年6月に全面施行された景観法を踏まえて同年12月に策定され、平成19年3月には「京都府景観条例」が制定されました。同条例では、府における良好な景観の形成のための基本理念が掲げられ、そのための施策の一つである「景観法等を活用した景観形成を推進」のなかで、「文化的景観の保存及び活用を図ることにより、府の特徴ある文化的景観の形成を推進」するとしています。

○「京都府農林水産ビジョン（仮称）」

現行計画「農林水産京力プラン」（平成23年3月策定）を見直し、検討されている計画です。現行計画の5つの施策のうち「地域づくり・絆づくり」では、茶園などの修景整備や景観に配慮した農業用施設整備など、景観資源の維持・活用に係る地域活動を支援し、美しい農山漁村の景観を次世代へ継承するとされています。また、「森林・緑環境づくり」では、森林の持つ多面的機能を発揮させ、豊かな生活環境の創造に貢献するとされ、今後は文化財分野でも特に原材料の調達に係る連携が必要と考えられます。

○「京都府地域防災計画」（昭和38年7月制定、平成30年6月改定）

災害対策基本法第40条の規定に基づき策定され、府その他防災関係機関が行う具体的な施策が規定されています。「一般計画編」「第3編災害応急対策計画」の「第38章文化財等の応急対策」では、災害時における文化財等の応急対策が定められています。また、「震災対策計画編」「第2編災害予防計画」の「第12章文化財災害予防計画」では、文化財分野ごとに現状・方針・内容が定められているほか、4項目の文化財保護対策がまとめられています。

○「災害からの安全な京都づくり条例」（平成28年）

府民の生命、身体及び財産を災害から保護し、府民が安全に暮らすことができる京都府を実現することを目的に制定されたものです。第37条において指定等文化財建造物の安全性の確保等が定められています。

別添資料2 国宝・重要文化財市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

| 市町村名 | | 建造物 | | | | 美術工芸品 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----|-----|----|-----|-------|----|-----|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|----|------|----|------|------|-----|--|
| | | 重文 | | 国宝 | | 絵画 | | | 彫刻 | | 工芸品 | | 書跡典籍 | | 古文書 | | 考古資料 | | 歴史資料 | | 合計 | |
| | | 件数 | 棟数等 | 件数 | 棟数等 | 重文 | 国宝 | 重文 | 国宝 | 重文 | 国宝 | 重文 | 国宝 | 重文 | 国宝 | 重文 | 国宝 | 重文 | 国宝 | 重文 | 国宝 | |
| 京都市 | | 210 | 482 | 42 | 51 | 458 | 42 | 299 | 32 | 169 | 13 | 442 | 55 | 272 | 26 | 18 | 3 | 22 | | 1680 | 171 | |
| 乙訓 | 向日市 | 1 | 1 | | | 1 | | | | | | 2 | | | | | | | | 3 | | |
| | 長岡京市 | | | | | 3 | | 3 | | | | | | | | | | | | 6 | | |
| 山城 | 大山崎町 | 4 | 7 | 1 | 1 | 1 | 7 | | | | | 1 | | | | | | | | 9 | | |
| | 宇治市 | 14 | 49 | 3 | 6 | 5 | 1 | 22 | 3 | 4 | 2 | 1 | 1 | | | | | 1 | | 34 | 6 | |
| | 城陽市 | 3 | 3 | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 3 | | |
| | 八幡市 | 5 | 27 | 1 | 10 | 2 | 10 | | 1 | | 4 | 2 | | | | | | | | 19 | | |
| | 京田辺市 | 6 | 12 | | | 1 | 3 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | 5 | 1 | |
| | 木津川市 | 19 | 20 | 3 | 3 | 3 | 26 | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | 32 | 3 | |
| | 久御山町 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| | 井手町 | | | | | | | 6 | | | | 2 | | | | | | | | 8 | | |
| | 宇治田原町 | | | | | | 3 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | 5 | | |
| | 笠置町 | 1 | 1 | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 3 | | |
| | 和束町 | 3 | 3 | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 精華町 | 2 | 2 | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 南山城村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| 南丹 | 亀岡市 | 7 | 7 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 南丹市 | 6 | 8 | | | 4 | 8 | | | 2 | | | | | | | | | | 14 | | |
| | 京丹波町 | 5 | 5 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| 中丹 | 綾部市 | 3 | 3 | 1 | 1 | | | | | 2 | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 福知山市 | 1 | 1 | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | 8 | | |
| | 舞鶴市 | 4 | 21 | | | 6 | 1 | 10 | | | | 1 | | | | | | | | 4 | | |
| 丹後 | 宮津市 | 2 | 9 | | | 1 | 6 | 5 | | 1 | | 3 | 1 | 1 | | | | | | 17 | 1 | |
| | 与謝野町 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | 2 | | | | | | 17 | 1 | |
| | 伊根町 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | 5 | | |
| | 京丹後市 | 2 | 2 | | | | 2 | 1 | | | | | | 2 | | | | | | 2 | | |
| 都 部 計 | | 89 | 182 | 9 | 21 | 33 | 2 | 120 | 7 | 16 | 2 | 15 | | 13 | 1 | 9 | | 2 | | 208 | 12 | |
| 合 計 | | 299 | 663 | 51 | 72 | 491 | 44 | 419 | 39 | 185 | 15 | 457 | 55 | 285 | 27 | 27 | 3 | 24 | | 1888 | 183 | |

* 国宝件数は、重要文化財件数の内数である。

別添資料3 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

| 市町村名 | | 民 俗 重 要 有 形 文 化 財 | 民 俗 重 要 無 形 文 化 財 | 重要無形文化財 | | 重 要 保 存 造 地 物 区 群 | 国登録 有形文化財 | | 文 化 的 景 觀 | 有 形 文 化 財 | 国選定保存技術 | |
|------|-------|---|---|---------|-----|---|--------------|--------|-----------------------|-----------------------|-------------|------------------|
| | | | | 各個指定 | | | 人 数 | 件 数 | | | 保 持 者 | 保 持 团 体 |
| (件) | (件) | (人) | (件) | (地区) | (件) | | (件) | (件) | (件) | (件) | 人 | (件) |
| 京都市 | | 4 | 6 | 9 | 10 | 4 | 427 | 2 | 1 | 2 | 18 | 12 |
| 乙訓 | 向日市 | | | | | | 24 | | | | | |
| | 長岡京市 | | | | | | 24 | | | | | |
| | 大山崎町 | | | | | | 13 | | | | | |
| 山城 | 宇治市 | | | 1 | 1 | | | | 1 | | | |
| | 城陽市 | | | | | | 9 | | | | | |
| | 八幡市 | | | | | | 3 | | | | | |
| | 京田辺市 | | | | | | | | | | | |
| | 久御山町 | | | | | | 11 | | | | | |
| | 井手町 | | | | | | | | | | | |
| | 宇治田原町 | | | | | | | | | | | |
| | 木津川市 | | 1 | | | | 1 | | | | | |
| | 笠置町 | | | | | | | | | | | |
| | 和束町 | | | | | | | | | | | |
| | 精華町 | | | | | | | | | | | |
| | 南山城村 | | | | | | | | | | | |
| 南丹 | 亀岡市 | | 1 | | | | 3 | | | 1 | | 1 |
| | 南丹市 | | 1 | | | 1 | 7 | | | | | |
| | 京丹波町 | | | | | | | | | | | |
| 中丹 | 綾部市 | 1 | | | | | 2 | | | | | |
| | 福知山市 | | | | | | 5 | | | | | |
| | 舞鶴市 | | 1 | | | | 16 | | | | | |
| 丹後 | 宮津市 | | | | | | 10 | | 1 | | | |
| | 与謝野町 | | | | | 1 | | | | | | |
| | 伊根町 | | | | | 1 | 2 | | | | | |
| | 京丹後市 | | | | | | 13 | | | | | |
| 郡部計 | | 1 | 4 | 1 | 1 | 3 | 143 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | | 5 | 10 | 10 | 11 | 7 | 570 | 2 | 3 | 3 | 18 | 12 |

別添資料4 (特別) 史跡名勝天然記念物市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

| 市町村名 | 史跡 | | | | 名勝 | | | 天然記念物 | | | | 特別 計 | 登録記念物 |
|------|-------|------|--------|-------------|----|------|-----------|----------|-------|-------------|-------------|---------|-------|
| | 史跡 | 特別史跡 | 史跡及び名勝 | 特別史跡及び天然記念物 | 名勝 | 特別名勝 | 名勝及び天然記念物 | 特別名勝及び史跡 | 天然記念物 | 特別天然記念物及び史跡 | 特別天然記念物及び名勝 | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 京都市 | 36 | | 13 | 3 | | 30 | 9 | 7 | | 6 | | | |
| 乙訓 | 向日市 | 2 | | | | | | | | | | 92 | 12 |
| | 長岡京市 | 1 | | | | | | | | | | 2 | 0 |
| | 大山崎町 | 2 | | | | | | | | | | 1 | 0 |
| 山城 | 宇治市 | 3 | 1 | | | 1 | | | | | | 2 | 0 |
| | 城陽市 | 6 | | | | | | | | | | 5 | 0 |
| | 八幡市 | 2 | | | | 1 | | | | | | 6 | 0 |
| | 京田辺市 | 1 | | | | 1 | | | | | | 3 | 0 |
| | 久御山町 | | | | | | | | | | | 2 | 0 |
| | 井手町 | | | | | | | | | | | 0 | 0 |
| | 宇治田原町 | | | | | | | | | | | 0 | 0 |
| | 木津川市 | 4 | | | | 1 | 1 | | | | | 5 | 1 |
| | 笠置町 | | 1 | | | | | | | | | 1 | 0 |
| | 和束町 | 1 | | | | | | | | | | 1 | 0 |
| | 精華町 | | | | | | | | | | | 0 | 0 |
| | 南山城村 | | | | | | | | | | | 0 | 0 |
| 南丹 | 亀岡市 | 2 | | | | | | | 1 | | | 0 | 0 |
| | 南丹市 | | | | | 1 | | | | | | 3 | 0 |
| | 京丹波町 | | | | | | | | | | | 1 | 0 |
| 中丹 | 綾部市 | 2 | | | | 1 | | | | | | 0 | 0 |
| | 福知山市 | | | | | | | | | | | 3 | 0 |
| | 舞鶴市 | | | | | | | | 1 | | | 0 | 0 |
| 丹後 | 宮津市 | 2 | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 0 |
| | 与謝野町 | 4 | | | | | | | | | | 3 | 1 |
| | 伊根町 | | | | | | | | | | | 4 | 0 |
| | 京丹後市 | 5 | | | | | | | 1 | | 1 | 0 | 0 |
| 郡部計 | 37 | | 2 | | | 6 | 2 | 1 | | 3 | | 7 | 0 |
| 合計 | 70 | | 15 | 3 | | 36 | 11 | 8 | | 9 | | 1 | 14 |
| | | | | | | | | | | | | 139 | 1 |

※ 特別史跡名勝天然記念物の件数は、史跡名勝天然記念物件数の内数である。

※ 史跡のうち乙訓古墳群は京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがるためそれぞれカウント。
合計数は1件のため、合計数値とは一致しない。

別添資料5 京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

| 市区 町村名 | 有形文化財 | | | | | | | | | | | | | | 無形 文化 財 | 民俗文化財 | | 記念物 | | | | 指定登録小計 | | 文化 財 環境 保全地 区 | 選定 保存 技術 | 文化 化的 景観 | 合 計 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------------|------------------|-------------|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|--------|--------|--------|-----------------------|---------------------------|--------|--------|--------|---------------------------|----------------|----------------|--------|----|----|---|----|---|---|-----|-----|----|---|----|-----|
| | 建造物 | | 美術工芸品 | | | | | | | | | | | | | | 史 跡 | 名 勝 | 天 然 記 念 物 | 天然 記念 物 及び 名勝 | 指 定 | 登 録 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 絵 画 | 彫 刻 | 工 芸 品 | 書 跡 典 籍 | 古 文 書 | 考 古 資 料 | 歴 史 資 料 | 小 計 | 有 形 | 無 形 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指 定 | 棟 数 | 登 録 | 棟 数 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | 登 録 | 指 定 | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都市 | 49 | 148 | 8 | 15 | 33 | 14 | 1 | 20 | 6 | 10 | 8 | 7 | 1 | 98 | 2 | 9 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 165 | 12 | 1 | 2 | 180 | | | | | | | | | | | | |
| 向日市 | 2 | 3 | 1 | 1 | | | | | | | 1 | | | 1 | 0 | | | 1 | | | | | | 4 | 1 | | 1 | 6 | | | | | | | | | | | |
| 長岡京市 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 4 | | | 2 | 1 | | | 9 | 0 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 11 | 2 | 1 | | 14 | | | | | | | | | | | | |
| 大山崎町 | | | 1 | 2 | | 1 | | 1 | | | 1 | | 3 | 0 | | | | | | | | | | 3 | 1 | | | 4 | | | | | | | | | | | |
| 宇治市 | 11 | 16 | 3 | 4 | | 3 | 1 | | 2 | 3 | | | 9 | 0 | | | 1 | 1 | 1 | 4 | | | | 26 | 3 | 2 | | 31 | | | | | | | | | | | |
| 城陽市 | | 4 | 5 | | | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 2 | | | | | | | | 1 | 7 | 4 | | 12 | | | | | | | | | | | |
| 八幡市 | 5 | 10 | 2 | 3 | | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | | | 9 | 0 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 17 | 3 | 2 | | 22 | | | | | | | | | | | | |
| 京田辺市 | 1 | 3 | 5 | 5 | 3 | 2 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | | 7 | 2 | | | | 2 | | | | 10 | 7 | 6 | | 23 | | | | | | | | | | | | |
| 木津川市 | 4 | 7 | 8 | 18 | 2 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 11 | 5 | | 3 | 1 | 5 | 1 | | 1 | 18 | 21 | 8 | | 47 | | | | | | | | | | | | |
| 久御山町 | | 1 | 1 | | | | | | | | 1 | | 0 | 1 | | | 2 | | | | | | | 0 | 4 | | | 4 | | | | | | | | | | | |
| 井手町 | 1 | 1 | 1 | 2 | | | 1 | | | 1 | 1 | | 2 | 1 | | | | | | | | | 1 | 4 | 2 | 1 | 9 | | | | | | | | | | | | |
| 宇治田原町 | 1 | 2 | 3 | 5 | | 1 | | | | | | | 1 | 0 | | | 1 | 1 | | | | | | 3 | 4 | 2 | | 9 | | | | | | | | | | | |
| 笠置町 | | 2 | 2 | 1 | | | | 1 | 1 | | | 3 | 0 | | | 1 | | | | | | | | 3 | 3 | 1 | | 7 | | | | | | | | | | | |
| 和束町 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | 4 | 0 | | 2 | 1 | | | 1 | | | | 6 | 4 | 1 | 1 | 12 | | | | | | | | | | | |
| 精華町 | | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | 0 | | | 1 | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | | 4 | | | | | | | | | | | |
| 南山城村 | | 2 | 3 | 1 | | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | | 1 | | | | | | | 2 | 3 | 1 | 1 | 7 | | | | | | | | | | | |
| 龜岡市 | 7 | 8 | 6 | 12 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | | 3 | 12 | 2 | | | 1 | 1 | 3 | 3 | 1 | | | 23 | 13 | 7 | | 43 | | | | | | | | | | | | |
| 南丹市 | 7 | 9 | 8 | 12 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 6 | 3 | | | 2 | 10 | 3 | | 1 | | | 19 | 21 | 7 | | 47 | | | | | | | | | | | | |
| 京丹波町 | 1 | 1 | 5 | 7 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 8 | 2 | | | 1 | 3 | | | 1 | | | 11 | 10 | 2 | | 23 | | | | | | | | | | | | |
| 綾部市 | 7 | 9 | 7 | 10 | 1 | | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 2 | 1 | | | 3 | 1 | 1 | | 16 | 12 | 5 | 1 | 34 | | | | | | | | | | | | | |
| 福知山市 | 5 | 14 | 4 | 10 | 5 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 4 | 3 | 17 | 3 | 1 | 1 | 2 | 6 | 3 | 2 | | 31 | 13 | 5 | 2 | 51 | | | | | | | | | | | | | |
| 舞鶴市 | 8 | 20 | 3 | 5 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | | 12 | 2 | | 1 | 11 | | 2 | | | 22 | 17 | 3 | | 42 | | | | | | | | | | | | | |
| 宮津市 | 6 | 12 | 1 | 4 | 4 | 5 | 2 | 1 | 2 | 5 | 1 | 3 | 1 | 22 | 2 | | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | | 33 | 8 | 1 | 1 | 43 | | | | | | | | | | | | |
| 京丹後市 | 5 | 5 | 5 | 8 | 3 | 7 | 2 | 4 | | 1 | 1 | 6 | 1 | 1 | 17 | 9 | | 3 | 11 | 6 | 1 | 1 | 1 | 34 | 25 | 3 | 2 | 64 | | | | | | | | | | | |
| 伊根町 | | 1 | 2 | 1 | | | | | 4 | | | 5 | 0 | | | 2 | 5 | | | | | | 7 | 6 | | | 13 | | | | | | | | | | | | |
| 与謝野町 | 3 | 10 | 2 | 2 | 1 | | 1 | | | 2 | | 4 | 0 | | | 1 | 3 | 4 | 2 | 2 | | | 16 | 5 | 3 | | 24 | | | | | | | | | | | | |
| 郡部 計 | 76 | 133 | 78 | 129 | 34 | 8 | 39 | 8 | 22 | 9 | 9 | 1 | 33 | 8 | 28 | 1 | 6 | 1 | 171 | 36 | 2 | 0 | 1 | 12 | 19 | 68 | 21 | 0 | 18 | 1 | 13 | 1 | 1 | 322 | 196 | 67 | 0 | 10 | 595 |
| 地域定めず | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | | 5 | | | 5 | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 125 | 281 | 86 | 144 | 67 | 8 | 53 | 9 | 42 | 9 | 15 | 1 | 43 | 8 | 36 | 1 | 13 | 2 | 269 | 38 | 11 | 0 | 3 | 12 | 20 | 70 | 24 | 0 | 19 | 1 | 15 | 6 | 1 | 487 | 213 | 68 | 2 | 10 | 780 |
| | 211 | | 75 | 62 | 51 | 16 | 51 | 37 | 15 | 307 | 11 | 15 | 90 | 24 | 20 | 21 | | | | 700 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は除く。

別添資料6 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧

(平成31年4月1日現在)

| 市町村名 | 有形文化財 | | | | | | | | | 有形民俗文化財 | 記念物 | | | 合計 | | |
|------|-------|-------|----|-----|------|-----|------|------|-----|---------|-----|----|--------|-----|------|--|
| | 建造物 | 美術工芸品 | | | | | | | | | 史跡 | 名勝 | 史跡及び名勝 | | | |
| | | 絵画 | 彫刻 | 工芸品 | 書跡典籍 | 古文書 | 考古資料 | 歴史資料 | 小計 | | | | | | | |
| 京都市 | 431 | | | | 1 | | 27 | | 28 | 7 | | | | 466 | | |
| 乙訓 | 向日市 | | | | | | 7 | 17 | 6 | 30 | 2 | 1 | | 33 | | |
| | 長岡京市 | 14 | 25 | 7 | 1 | 9 | 12 | 2 | 56 | | 1 | | | 71 | | |
| | 大山崎町 | 1 | 2 | 3 | | | 1 | | | 6 | | | | 7 | | |
| 山城 | 宇治市 | 13 | 44 | | 14 | 5 | 2 | | 65 | 2 | | | | 80 | | |
| | 城陽市 | 8 | | | | 3 | | | 3 | 3 | 2 | | | 16 | | |
| | 八幡市 | | 13 | 4 | | 1 | 3 | 1 | 22 | 2 | | | | 24 | | |
| | 京田辺市 | | 10 | | | | 2 | | 12 | | 2 | | | 14 | | |
| | 木津川市 | 20 | 38 | | 5 | 4 | 8 | | 55 | 2 | 1 | 1 | | 79 | | |
| | 久御山町 | | | | | | 4 | | 4 | 1 | | | | 5 | | |
| | 井手町 | | | | | | | | 0 | 1 | | | | 1 | | |
| | 宇治田原町 | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | | |
| | 笠置町 | 6 | | | | | 1 | | 1 | 2 | | | | 9 | | |
| | 和束町 | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | | |
| | 精華町 | 6 | | | | 2 | | | 2 | 1 | | | | 9 | | |
| | 南山城村 | 4 | | | | | | | 0 | 1 | | | | 5 | | |
| 南丹 | 亀岡市 | 17 | 7 | 24 | | 8 | 5 | | 44 | 8 | 12 | 2 | | 83 | | |
| | 南丹市 | 13 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | | 9 | 6 | 2 | | | 30 | | |
| | 京丹波町 | | | | | | 2 | | 2 | | 1 | 2 | | 5 | | |
| 中丹 | 綾部市 | 5 | 1 | | | | 5 | | 6 | 1 | 2 | | | 14 | | |
| | 福知山市 | 9 | | 2 | | | 4 | | 6 | 1 | | | | 16 | | |
| | 舞鶴市 | 19 | 5 | 2 | 1 | 2 | 3 | | 13 | 3 | 1 | | | 36 | | |
| 丹後 | 宮津市 | 9 | 25 | 3 | | | 5 | | 33 | 2 | 2 | 1 | | 47 | | |
| | 京丹後市 | 52 | 8 | | | 2 | 5 | | 15 | 3 | 1 | | | 71 | | |
| | 伊根町 | 1 | | | | 2 | | | 2 | | | | | 3 | | |
| | 与謝野町 | 7 | | | 1 | 1 | 6 | 3 | 11 | 1 | | | | 19 | | |
| 郡部計 | 204 | 179 | 49 | 0 | 23 | 48 | 86 | 12 | 397 | 42 | 27 | 5 | 2 | 0 | 677 | |
| 合計 | 635 | 179 | 49 | 0 | 24 | 48 | 113 | 12 | 425 | 49 | 27 | 5 | 2 | 0 | 1143 | |

別添資料7 市町村指定文化財件数一覧

(令和元年5月1日)

| 市町村名 | | 有形文化財 | | | | | | | | | | 民俗文化財 | | 史跡 | | 名勝 | | 天記 | | 文景 | | 伝建 | | 選定保存 | | 環境保全 | | 合計 | | 条例施行年月 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----|-------|-----|-------|-----|-----|----|----|----|----|-----|-------|----|-----|----|----|-----|----|---|----|----|-----|------|------------------|----|---------|-----------|----------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 建造物 | | 美術工芸品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 件数 | 棟数 | 絵画 | 彫刻 | 工芸 | 書跡 | 古文 | 考古 | 歴史 | 計 | | | 有形 | 無形 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都市 | 指定 | 74 | 182 | 77 | 56 | 26 | 8 | 12 | 21 | 11 | 211 | | | 8 | 0 | 16 | 34 | 25 | 0 | 4 | | | 10 | 382 | | S57.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 登録 | 27 | 43 | 3 | 7 | 1 | | 23 | | 4 | 38 | | | 3 | 54 | 12 | 3 | 10 | | | | | | | | | 147 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 101 | 225 | 80 | 63 | 27 | 8 | 35 | 21 | 15 | 249 | | | 11 | 54 | 28 | 37 | 35 | 0 | 4 | 10 | 529 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 向日市 | | | | 2 | 8 | | | 5 | 7 | 1 | 23 | | | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | 27 | S59.9.23 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長岡京市 | | 6 | 35 | 8 | 6 | | | 6 | 7 | | 27 | | | 1 | | 3 | | 4 | | | | | | | | | 41 | S50.7.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大山崎町 | | 5 | 5 | | 2 | | | 1 | 1 | | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | S60.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宇治市 | | 4 | 15 | 3 | 34 | 2 | 3 | | 3 | 2 | 47 | 1 | | | 1 | 2 | | 1 | | | | | | | | 56 | S44.4.16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 城陽市 | | 5 | 11 | | 10 | 2 | | 3 | 4 | 3 | 22 | | | 1 | 2 | 3 | | | | | | | | | | 33 | S61.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八幡市 | | | | 5 | 10 | | | 1 | 1 | | 17 | | | | | | | | | | | | | | | 17 | S60.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京田辺市 | | | | | 12 | | | 3 | | | 15 | | | | 4 | 3 | | | | | | | | | | 22 | S50.3.24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木津川市 | | 6 | 7 | 5 | 10 | | 1 | 3 | 3 | 3 | 25 | | | | 1 | 4 | 1 | | | | | | | | | 37 | H19.3.12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久御山町 | | | | 2 | 5 | 1 | | | | | 8 | | | | | | | | 1 | | | | | | | 9 | H5.3.30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 井手町 | | | | 1 | 1 | | | 1 | | 3 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 4 | H7.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宇治田原町 | 指定 | 9 | 9 | | 12 | | 2 | | 1 | | 15 | | | 1 | | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 登録 | 1 | 1 | | | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | S48.10.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 10 | 10 | | 12 | | 2 | | 1 | | 15 | | | 1 | | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精華町 | | | | | 5 | | | | | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | 5 | S63.12.27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相楽東部広域連合 | | | | | | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | 0 | H21.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 亀岡市 | | 9 | 14 | 4 | 17 | 4 | 1 | | 1 | | 27 | | | 3 | 2 | 3 | | 5 | | | | | | | | 49 | S43.12.23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南丹市 | | 17 | 25 | 2 | 39 | 11 | 2 | | 1 | | 55 | | | 1 | 2 | 1 | | 11 | 0 | 1 | | 1 | | | | 89 | H18.1.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京丹波町 | | 3 | 3 | 2 | 13 | 4 | 4 | | | | 23 | | | | 4 | 7 | 1 | 9 | | | | | | | | 47 | H17.10.11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 綾部市 | | 4 | 6 | 5 | 13 | 3 | 4 | 7 | | 2 | 34 | | | | 2 | | | | | | | | | | | 40 | S40.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福知山市 | | 29 | 36 | 25 | 44 | 17 | 4 | 12 | 3 | | 105 | | | 3 | 11 | 3 | | 23 | | | | | | | | 174 | S38.6.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 舞鶴市 | | 10 | 12 | 9 | 24 | 12 | 2 | 8 | 7 | 10 | 72 | | | 16 | 5 | 1 | 1 | 12 | | | | | | | | 117 | S38.10.17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮津市 | | 6 | 6 | 8 | 14 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 33 | | | 10 | 5 | | 1 | 8 | | | | | | | | 63 | S59.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京丹後市 | | 12 | 12 | 15 | 12 | 11 | 3 | 1 | 9 | 1 | 52 | | | 1 | 3 | 17 | 3 | 11 | 0 | | | 2 | | | | 101 | H16.4.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 伊根町 | | 1 | 2 | | 1 | | | | | | 1 | | | 1 | 10 | | | | | | | | | | 1 | | 14 | S60.6.29 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 与謝野町 | | 7 | 7 | 5 | 17 | 10 | 3 | 1 | 3 | 1 | 40 | | | | 4 | 5 | | 3 | | 1 | | | | | 60 | H18.3.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郡部指定計 | | 133 | 205 | 101 | 309 | 80 | 31 | 50 | 56 | 26 | 653 | 1 | 39 | 57 | 55 | 9 | 90 | 0 | 3 | 0 | 3 | | 1043 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 指定 | 207 | 387 | 178 | 365 | 106 | 39 | 62 | 77 | 37 | 864 | 1 | 47 | 57 | 71 | 43 | 115 | 0 | 7 | 0 | 13 | | 1425 | 条例制定市町村 26/26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 登録 | 28 | 44 | 3 | 7 | 1 | 0 | 23 | 0 | 4 | 38 | 0 | 3 | 54 | 12 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 148 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 235 | 431 | 181 | 372 | 107 | 39 | 85 | 77 | 41 | 902 | 1 | 50 | 111 | 83 | 46 | 125 | 0 | 7 | 0 | 13 | | 1573 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |